

令和3年度予算の確保に向けた 国への要望



三重とこわか国体

第76回国民体育大会 2021年 9月25日(土)~10月5日(火)

三重とこわか大会

第21回全国障害者スポーツ大会 2021年 10月23日(土)~10月25日(月)



令和2年11月三重県

目 次

【要望項目】

1	新型コロナウイルス感染症に係る医療・介護の提供体制の整備(厚生労働省)	1
2	新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザに係る ワクチン接種・供給体制の整備(厚生労働省)	5
3	新型コロナウイルス感染拡大時における学びの継続(文部科学省)	7
4	地域における雇用の維持、経済の再生に向けた支援 (内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、観光庁)	11
5	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農林水産業者への 支援の継続・強化(農林水産省)	15
6	地方への観光誘客に向けた取組の推進(観光庁)	19
7	偏見・差別の解消に向けた対応の強化(内閣官房、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省)	21
8	大規模大会の好機を生かした地域スポーツの推進(内閣官房、スポーツ庁)	27
9	防災・減災、国土強靭化のさらなる強力な推進 (1)大都市部への過度な一極集中を是正し、地方創生を実現するための 地方における安全・安心の確保(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省)	31
	(2)農山漁村地域における防災・減災、国土強靭化対策の推進 と継続強化(農林水産省)	35

10	医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進(厚生労働省)	39
11	社会的養育推進に向けた基盤の強化(厚生労働省)	43
12	農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進(文部科学省、農林水産省)	49
13	インクルーシブな就労の拡大につながる制度の拡充(厚生労働省)	53
14	第9回太平洋・島サミットの開催成功に向けた国の支援(内閣官房、総務省、外務省、財務省)	57
15	不妊に悩む方への支援 (内閣府、厚生労働省)	61
16	ワーケーションの社会全体への浸透を図るための 体制等の整備(内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	65
17	「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「豊かで暮らしやすい 地域の形成と多核連携型の国づくり」に資する社会资本整備の推進(財務省、国土交通省)	67
18	社会资本整備に係る地方財政への支援・充実(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省)	83
19	リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト 最大化への支援強化(国土交通省)	105
20	背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進(財務省、国土交通省)	107
21	地方創生の取組に向けた支援(内閣官房、内閣府)	111
22	3つのS(スマート)で進める自治体DX(内閣官房、総務省)	115
23	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための 地方一般財源の確保・充実等(総務省)	119

1 新型コロナウイルス感染症に係る医療・介護の提供体制の整備

(厚生労働省)

【要望項目】制度・予算

- 1 新型コロナウイルス感染症対策は、長期に及ぶ可能性が高まっていることから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による地方への財政支援を継続すること。
- 2 地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、診療報酬の引上げや新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に新たな支援メニューの創設を行うなど、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう、戦略的かつ継続的に対処すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続にあたっては、病院改修による患者受入体制整備等も対象とするなど、使途を拡充するとともに、地域の実情に応じ、都道府県の判断で柔軟に幅広く活用できるよう見直しを行うこと。
- 4 医療機関・薬局や介護サービス事業所・施設等における感染拡大防止等支援事業および従事者に対する慰労金交付事業による支援を継続するとともに、手続きの簡素化または国直接事業化を行い、迅速な支給が可能となるよう制度設計を行うこと。また、慰労金交付事業の対象者として薬局従事者を追加すること。

《現状・課題等》

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する治療法の確立やワクチンの開発には、一定の期間を要することが見込まれており、新型コロナウイルスと共に存しながら、社会経済活動を維持していくためには、万全な医療提供体制の整備が必要となります。一方で新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度以降の税収についても大幅な落ち込みが見込まれ、地方自治体においては、一般財源総額の確保が大きな課題となっています。医療機関等に対する財政的支援を充実させ、医療提供体制のさらなる充実を図るために、感染症や地域経済の状況を見据えた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による地方への財政支援の継続が必要です。

-
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、各医療機関の収益は悪化しており、三重県国民健康保険団体連合会のデータによると5月の診療報酬請求額の減少幅は前年比で10%を超えています。また、一般社団法人三重県病院協会が実施したアンケートでは、収益の悪化により、冬のボーナスをカットせざるを得ない状況であるという声もあります。これまで、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用し、医療機関の支援を行っていますが、緊急包括支援交付金の支援メニューについては、患者の受入れを行う医療機関に対するものと比較して、患者の受診控え等により収益が減少した医療機関に対するものは少なく、かつ現行の緊急包括支援交付金による感染防止対策に係る支援金を算定する際の基準金額も低い状況にあります。新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関の支援を継続するとともに、患者の受診控え等による収益の悪化に対しても、診療報酬の引上げや新たな支援メニューの創設など継続的な支援を行い、医療機関の経営悪化に歯止めをかけ、持続可能な医療機関の経営を確保する必要があります。
-
- 3 医療機関において新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保するためには、医療機器等の設備整備のほか、病棟内の区画や外来等における感染疑い患者と一般患者とを区分するための導線の確保など、感染管理の視点に立った施設整備も重要となります。しかし、現行の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金においては、軽微な修繕については対象となっているものの、隔壁の設置や新たな診療室の設置などの施設工事については対象とされておらず、医療機関の負担となっています。疑い患者の受入れ等により、医業収益が悪化する中で、医療機関が必要な対策を適切に講じることができるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に施設整備に係る支援メニューを追加する必要があります。

4 新型コロナウイルス感染症対策については、長期に及ぶ可能性が高まっていることから、医療機関、薬局、介護サービス事業所・施設等に対する感染拡大防止等支援事業を継続し、引き続き、感染拡大防止対策を支援する必要があります。また、従事者に対する慰労金交付事業を継続し、引き続き、医療機関等に勤務する医療従事者や職員の支援を行う必要があります。一方、これらの支援事業については、補助金の交付や慰労金の給付に係る事務が煩雑であることから、制度の継続にあたっては事務の簡素化や国直接事業とするなど、迅速な支給が可能となる制度設計が必要です。加えて、薬局の従事者についても、医療機関等の職員と同様に、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることから、慰労金交付事業の継続にあたっては、給付対象に薬局の従事者を加えることが必要です。

事務担当 医療保健部薬務感染症対策課
関係法令等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

1 新型コロナウイルス感染症に係る医療・介護の提供体制の整備

(厚生労働省)

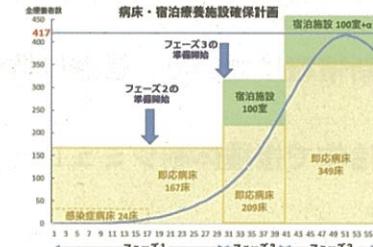
本県では、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施！

交付金活用！

- 患者推計のピーク時における療養者数（417名）を上回る病床・宿泊施設を確保

【確保数】

感染症病床 24 床 ⇒ 349 床 + 100 室超！



- PCR検査機器等の追加整備による行政検査協力医療機関の大幅増加

【協力医療機関数】

2 医療機関 ⇒ 10 医療機関



検査体制の
増強！

- 医療提供体制の確保

- ・ 入院医療機関の人工呼吸器、ECMO等の整備
- ・ 医療従事者への慰労金支給
- ・ 感染防止等のための支援（病院、薬局等）



人工呼吸器 34 台
ECMO 4 台

- 介護サービス提供体制の確保

- ・ 職員等への慰労金支給
- ・ 施設等での感染症対策への支援

令和3年度も感染症対策の着実な実施・充実は必須！

地方への財政支援の継続を！

- ・ 引き続き、病床や宿泊施設の確保等が必須
- ・ 感染症対策支援や慰労金に係る手続きの簡素化・対象の充実が必要

薬局従事者も慰労金の対象に！

医療機関の経営悪化に歯止めを！

- ・ 受診控えにより医業収益が減少した医療機関に対する支援は少ない
→診療報酬の引上げや新たな支援メニューの創設が必要

診療報酬請求額（R1.5月）：前年比▲10%超！
医療機関からはボーナスカットの声も！

包括支援交付金事業の使途を柔軟に！

- ・ 改修工事は包括支援交付金の対象外
→施設整備に係る支援メニューの追加など、使途を柔軟にする必要

患者等の動線確保のための改修工事等も必要！

【要望項目】

- 1 新型コロナウイルス感染症対策は、長期に及ぶ可能性が高まっていることから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による地方への財政支援を継続すること。
- 2 地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、診療報酬の引上げや新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に新たな支援メニューの創設を行うなど、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう、戦略的かつ継続的に対処すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続にあたっては、病院改修による患者受入体制整備等も対象とするなど、使途を拡充するとともに、地域の実情に応じ、都道府県の判断で柔軟に幅広く活用できるよう見直しを行うこと。
- 4 医療機関・薬局や介護サービス事業所・施設等における感染拡大防止等支援事業および従事者に対する慰労金交付事業による支援を継続するとともに、手続きの簡素化または国直接事業化を行い、迅速な支給が可能となるよう制度設計を行うこと。また、慰労金交付事業の対象者として薬局従事者を追加すること。

【医療保健部】

2 新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザに係るワクチン接種・供給体制の整備

(厚生労働省)

【要望項目】制度・予算

1 新型コロナウイルスワクチン接種体制構築の推進

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの効能・効果・副反応等に関する最新情報について、迅速に情報提供とともに、ワクチンに関する国の方針について、国民向けに分かりやすく説明すること。
- (2) 各地域で接種体制を構築するにあたり参考となるよう、モデル自治体で接種体制シミュレーションを行うことを含め、予約から接種までの一連の流れについて具体的な運用マニュアルを提示すること。
- (3) 優先接種の対象となる基礎疾患および具体的な接種順位について早急に提示すること。

2 季節性インフルエンザワクチン供給体制の整備

新型コロナウイルス感染症対策の長期化が想定されることから、次年度以降の季節性インフルエンザの流行に備え、インフルエンザワクチンの増産による十分な供給量の確保および供給時期の早期化を行うこと。

《現状・課題等》

- 新型コロナウイルスワクチンは新たなワクチンであり、効能・効果・副反応等に関して不明な点が多いため、ワクチンに関して、国民向けに分かりやすく説明し理解していただく必要があります。
- 新型コロナウイルスワクチン接種は、市町村が実施主体となる初めての臨時接種であり、全国民に2回接種を行う場合、平成21(2009)年時を大幅に上回る大規模な接種となるため、さまざまな混乱が予測されます。各地域で円滑な接種が可能となるよう、新たに開始されるワクチン接種円滑化システムの活用方法、予防接種台帳システム改修の在り方を含め、モデル自治体でシミュレーションを行い、課題を把握した上で、予約から接種までの一連の流れについての具体的な運用マニュアルを提示していただく必要があります。
- 各地域で接種体制を構築するにあたり、優先接種の対象となる基礎疾患や具体的な接種順位が必要となるため、早急に提示していただくようお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症対策は長期化が想定されることから、次年度以降のインフルエンザワクチンについても、十分な供給量を確保することが必要です。また、例年、供給開始時期である10月1週目時点では供給量が十分ではないことから、ワクチン供給の開始時期を早期化する必要があります。

事務担当 医療保健部薬務感染症対策課

関係法令等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法

2 新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザに係るワクチン接種・供給体制の整備

(厚生労働省)

2009年の新型インフルエンザワクチンと新型コロナウイルスワクチン接種体制の相違

	2009年 新型インフルエンザ	2020年 新型コロナウイルス
ワクチン製法	鶏卵培養	未定
根拠	予算事業 (予防接種上は任意接種)	予防接種法第6条第1項・第2項に基づく 臨時接種
実施主体	国(国が医療機関と委託契約を締結、都道府県が流通調整)	都道府県(流通調整) 市町村(接種体制)
対象者数	2110万回～2280万回 (実績)	国民全員に 2回接種の場合 2億5000万回 2009年の 10倍！！
接種体制	医療機関における個別接種	個別接種と 集団的接種 の併用

<現状（国における取組）>

- 十分なワクチン量の確保に向け、さまざまな取組を推進
- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を開始（10月23日通知）

<課題> 不明な点が多く混乱が予測される

- 新たなワクチンであり、効果・副反応等不明な点が多い
- 市町村が実施主体となる初めての臨時接種
- 全国民に2回接種を行う場合、2009年時を大幅に上回る大規模な接種となる
- 来年度もインフルエンザワクチンの不足が懸念される

<要望>

- 国民向けの**分かりやすい情報発信**
- 接種体制構築にあたり、
 - ・具体的な**運用マニュアル**の提示（接種体制シミュレーション）
 - ・優先接種の対象となる**基礎疾患、接種順位**の**早期の提示**
- 季節性インフルエンザワクチンの確保・供給の早期化

【要望項目】

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種体制構築の推進
 - (1) 新型コロナウイルスワクチンの効能・効果・副反応等に関する最新情報について、迅速に情報提供するとともに、ワクチンに関する国の方針について、国民向けに分かりやすく説明すること。
 - (2) 各地域で接種体制を構築するにあたり参考となるよう、モデル自治体で接種体制シミュレーションを行うことを含め、予約から接種までの一連の流れについて具体的な運用マニュアルを提示すること。
 - (3) 優先接種の対象となる基礎疾患および具体的な接種順位について早急に提示すること。
- 2 季節性インフルエンザワクチン供給体制の整備
新型コロナウイルス感染症対策の長期化が想定されることから、次年度以降の季節性インフルエンザの流行に備え、インフルエンザワクチンの増産による十分な供給量の確保および供給時期の早期化を行うこと。

【医療保健部】

3 新型コロナウイルス感染拡大時における学びの継続

(文部科学省)

【要望項目】**制度・予算**

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、子どもたちが安全で安心に学べる環境を確保できるよう、小中学校および高等学校における学級編制標準を引き下げる。
- 2 「GIGAスクール構想」に基づくICTを活用した教育の推進や、感染症発生時や災害発生時等の緊急時における学びの継続のため、家庭でのオンライン学習時の通信費や、国庫補助の対象となっていない有償ソフトウェアに対する財政支援を拡充するとともに、高等学校における一人一台端末の整備に対する財政支援を行うこと。
- 3 感染症に係るいじめや人権侵害から児童生徒を守るため、SNSなどインターネット上における偏見・差別に関する書き込みの早期発見・早期対応に取り組む地方自治体が、地域の実態に即して十分に取組を行えるよう、既存の補助事業の拡充など積極的な財政支援を行うこと。

《現状・課題等》

1 本県の小中学校では、生活習慣や学習環境が大きく変化する小学校1・2年生で30人学級、中学校1年生で35人学級とし、いずれも下限25人を設定しながら、順次実施してきました。また、これらの対象とならない学年のうち、人数の多い学級でも、定数や非常勤の教員を配置して少人数教育を進めています。

本県独自のこの取組により、令和2（2020）年度において、小学校1年生では584学級のうち522学級が、2年生では594学級のうち528学級が30人以下となっており、中学校1年生では490学級のうち432学級が35人以下となっています。

少人数学級を実施している学校においては、毎年、指導上の効果や児童生徒の変容、保護者の反応などを確認しています。令和元（2019）年度においては、授業につまずく児童生徒の減少、授業中の集中力の増加、話し合い活動の充実、落ち着いた学校生活の実現などが報告されており、保護者の安心感や信頼感の向上にもつながっています。また、「全国学力・学習状況調査」や県独自の学力テストの結果を活用して、学力の伸びに係る定量的効果を確認することについて研究しています。

本県では、少人数学級だけでなく、ティーム・ティーチングや習熟度別指導の形態による少人数指導において定量的な効果が確認できたことから、各学年の算数・数学の70%以上で習熟度別指導を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響がある中、子どもたちが安全で安心に学べる環境を確保できるよう、身体的距離の確保が求められることから、三重県PTA連合会や三重県市町教育委員会連絡協議会、三重県市長会などから、少人数学級編制標準の引き下げについて強い要望を受けているところです。

このため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を改正し、小中学校および高等学校における学級編制標準を引き下げ、計画的に少人数学級を進めていくことを強く要望します。

○
2 現在、県内の各小中学校においては、GIGAスクール構想の実現に向けて、一人一台端末等のICT環境の整備を進めているところです。新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業期間中には、それぞれの学校で工夫を行い、家庭でも授業が受けられるよう動画配信を行ったり学習教材を提供したりするなど、子どもたちの学びの継続に取り組んできました。令和2（2020）年度に整備予定のICT環境を活用して、小中学校において、より効果的な学習活動を進めるため、県内29市町のうち26市町で有償ソフトウェアの導入が検討されています。有償のソフトウェアについては一定の地方財政措置が講じられていますが、より最適な学習用ソフトを活用できるよう財政支援の拡充が必要です。

家庭学習を行う際の通信料について、今年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てすることができますが、来年度以降の通信料について、家庭での負担は厳しい状態であることから、令和3（2021）年度以降、子どもたちが自宅で学習に取り組む際の通信料を無料にするなど、国の責任において財政支援策を講じることが必要です。

○
県立高校においては、「無線LAN環境」、「3クラスに1クラス分の学習用端末」、「普通教室における電子黒板等の大型提示装置」の整備を進めています。臨時休業期間が長期にわたったことから、オンラインを活用して、授業や動画の配信、ホームルームや個別の進路相談等を行うとともに、学校再開後には不登校や病気療養等により学校に登校できない生徒の状況把握や学習支援を行っています。これらの取組は、子どもたちの学びの継続だけではなく、生活面の状況把握や生活リズムの確立、進路指導面でも有効であることが確認されました。今後は、基礎学力の定着や各教科における学びの深化など、学習の質を向上させるとともに、感染症発生時や災害発生時等の緊急時においても、全ての子どもたちが学びを継続できる手段として必要であることから、高等学校における生徒一人一台端末の整備に対する財政支援が必要です。

3 外部から見えにくいインターネット上でのいじめや人権侵害を早期発見・対応し、解決につなげるため、本県では期間を定めてネットパトロールを実施してきました。新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、インターネット上で偏見・差別に関する書き込みが発生していることから、令和2（2020）年度は毎日（平日）実施しています。さらに、LINEグループなどSNSでの閉ざされたやり取りの中で不適切な書き込みを発見した場合に、その画像や被害に係る情報を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を県独自に開発し、運用しています。10月21日現在で、ネットパトロールでは57件、「ネットみえ～る」では94件の書き込みが報告され、学校や警察等の関係機関と連携して対応を行っており、こうした取組については他県からも問い合わせを受けています。令和3（2021）年度においてはこれらの取組を継続して進めながら、ネットパトロールで検知されたキーワードを新たに追加することによる検知機能の強化や、「ネットみえ～る」から各種相談窓口へ直接アクセスできるようアプリの改良、プッシュ通知機能を活用して「ネットみえ～る」利用者へいじめ防止や相談窓口に係る情報を発信するなど、取組の改善を進めていくこととしています。加えて、ネットパトロールや「ネットみえ～る」から得られた事例を題材に、児童生徒が話し合って学ぶ教材を作成し、PTAと連携して活用を促進するなど、児童生徒や保護者への啓発も進めていくこととしています。

地域の実態に即したこれらの取組を継続的に実施していくためには、既存の補助事業の拡充など積極的な財政支援が必要です。

事務担当 教育委員会事務局教職員課、小中学校教育課、高校教育課、生徒指導課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

3 新型コロナウイルス感染拡大時における学びの継続

(文部科学省)

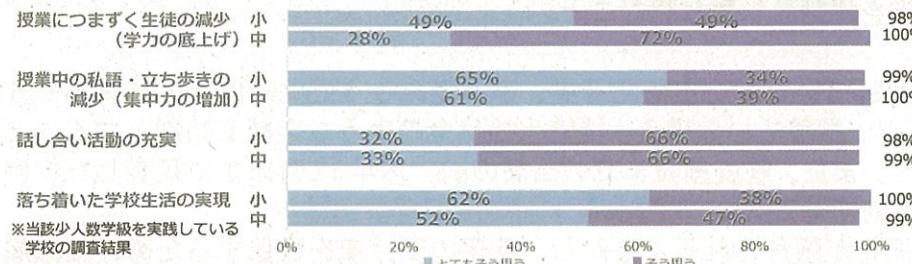
学級編制標準

新型コロナウイルス
への対応

教室での
身体的距離の確保

小中学校、高等学校における
学級編制標準の引き下げを！

三重県の少人数学級（小1・小2:30人学級、中1:35人学級）の取組



ICT環境・オンライン教育

△ICT環境の整備

- ・小中学校において、一人一台端末などICT環境の整備。県立高校は「無線LAN環境」、「3クラスに1クラス分の学習用端末」、「普通教室における電子黒板等の大型提示装置」の整備



△緊急時におけるオンライン教育の推進

- ・新型コロナによる臨時休業期間に、オンライン授業等を実施
- ・オンラインを活用し、毎日のホームルーム、進路相談等を実施
 - ・多くの市町で有償ソフトウェアへの導入を検討
 - ・家庭学習に係る通信料への家庭負担が厳しい状況
 - ・基礎学力の定着や各教科における学びの深化など、学習の質の向上
- ・有償ソフトウェアに対する財政的支援を！
 - ・オンライン家庭学習の通信費への支援を！
 - ・高等学校一人一台環境の実現に向けた支援を！

学びの継続や生活面、
進路指導面でも有効



ネットパトロール・ネットみえ～る

△ネットパトロール

- ・インターネット上の新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害や誹謗中傷等の書き込みを検知
- ・57件を検知（5月15日～10月21日）

△ネットみえ～る

- ・いじめや不適切な書き込みを発見したアプリ利用者が、書き込みをスクリーンショットで撮り、画像や被害にかかる情報をアプリを通じて県教委へ報告
- ・94件が投稿（うち子どもに関わる投稿31件）（6月23日～10月21日）



△不適切な書き込み事例

<掲示板への書き込み>

- ・「親は熱があるのに仕事行って同僚と飲み歩いたのか。**投石部隊かまわんやれ。**」
- ・「もし小学校の誰かが感染してたら**この親子は引越し確定**やな。**投石どころではすまない**と思う。」



<ネットパトロール>

- ・「○○（市町名）のコロナ感染者、○○中学校の生徒とかやばいでしょ。○○通りの○○（店）とか普段よく行くけど危ないな！！！」
- ・「近所の子が○○（市町名）のイベントに参加してた。もう嫌だ。」

△「ネットパトロール」「ネットみえ～る」の取組を踏まえた今後の取組

- ・ネットパトロールで新たに把握したキーワードを活用した検知機能の強化
- ・「ネットみえ～る」と各種相談窓口との連携、アプリ利用者への情報発信
- ・実際の事例を題材にした児童生徒用教材や、親子で取り組める家庭用教材の作成

【要望項目】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、子どもたちが安全で安心に学べる環境を確保できるよう、小中学校および高等学校における学級編制標準を引き下げるのこと。
- 2 「GIGAスクール構想」に基づくICTを活用した教育の推進や、感染症発生時や災害発生時等の緊急時における学びの継続のため、家庭でのオンライン学習時の通信費や、国庫補助の対象となっていない有償ソフトウェアに対する財政支援を拡充するとともに、高等学校における一人一台端末の整備に対する財政支援を行うこと。
- 3 感染症に係るいじめや人権侵害から児童生徒を守るため、SNSなどインターネット上における偏見・差別に関する書き込みの早期発見・早期対応に取り組む地方自治体が、地域の実態に即して十分に取組を行えるよう、既存の補助事業の拡充など積極的な財政支援を行うこと。

【教育委員会】

4 地域における雇用の維持、経済の再生に向けた支援

(内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、観光庁)

【要望項目】制度・予算

新型コロナウイルス感染症の拡大により、今も続いている失業者の増加、有効求人倍率の低迷等、厳しい雇用情勢を開拓するための政策を強力に展開するとともに、落ち込んだ地域経済の回復とさらなる進化に向け、企業の経営支援はもとより、新しいビジネスの創出や消費の喚起など、地方の取組に対する財政支援も含め、あらゆる政策を総動員し取り組むこと。

- 1 雇用調整助成金については、度重なる制度の拡充・緩和等が行われているところであるが、事業者にとっては制度自体が複雑で分かりづらいことから、たとえば、休業手当支給前の助成金申請の受付や、概算払いの導入、持続化給付金のような定額支給制とするなど、制度の抜本的な見直しを行ったうえで、制度を恒久化していくこと。また、制度創設までの当面の間、本年12月末まで延長した特例措置については、現下の厳しい雇用情勢をふまえ、さらなる延長を検討すること。
- 2 本県では有効求人倍率の低下が続いており雇用情勢のさらなる悪化が懸念されることから、雇用の受け皿を確保するため、緊急雇用創出事業を創設すること。
- 3 厳しい状況が継続している中小企業・小規模企業に対する資金繰り支援を強力に展開するため、政府系金融機関や県制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保融資について、申込期間および融資実行期間の延長、融資限度額（現在4千万円）の引き上げ、利子補給期間の延長など、中小企業・小規模企業の事業継続に支障が生じることのないよう、支援制度のさらなる拡充を行うこと。
あわせて、事業継続・再成長に向けて、3年間の無利子期間中に信用保証協会や商工団体等が行う経営改善支援の取組に対して、継続して財政面からの支援を行うこと。
- 4 地方において、若者や移住者などにとって魅力的な新たなビジネスの創出や、生産性向上とともに「新たな日常」への対応にもつながるDXを推進するため、クリエイティブな視点や新たなテクノロジーを活用して、新しい価値や事業等を生み出そうとチャレンジする取組に対する支援を行うこと。
- 5 申請が殺到している「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、令和3（2021）年度予算を確実に確保すること。あわせて、現状では補助対象となっていない海外からの移転費等についても、補助対象経費とすること。
- 6 観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、G o T o キャンペーン事業の予算を確保するとともに、実施期間を延長すること。

《現状・課題等》

1 国においては、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という）の影響の長期化に伴い、雇用調整助成金の助成率の拡大や上限額の引上げ、申請書類の簡素化などの特例措置が講じられ、中小企業等が利用しやすいよう、制度の拡充・緩和等が進められているところですが、未だに、県内の中小企業や社会保険労務士からは「度重なる制度変更についていけない」「制度自体が複雑で分かりづらく利用しにくい」といった声が寄せられています。また、支給決定までの審査の迅速化が図られているものの、「申請から2週間経ったが支給がない」との声もあり、資金繰りに不安がある事業者に向けては助成金の支給時期・方法などの見直しが必要です。

また、当面の間は、現制度において本年12月末まで延長された特例措置の効果が、支援を要する事業者に確実に届くよう、あらゆる手段を講じて制度をわかりやすく周知するとともに、来年1月以降も特例措置を延長することを検討する必要があります。

2 感染症の影響により、本県の9月の有効求人倍率（季節調整値）は全国（1.03倍）を下回る1.01倍となっており、非常に厳しい状況となっています。

感染症の収束が見込めない中、今後も多くの失業者が発生する可能性があることから、やむを得ず離職を余儀なくされた失業者にとって、次の雇用までの短期の雇用・就労機会を創出・提供する「緊急雇用創出事業」は不可欠の事業です。

国におかれても、こうした全国的な雇用情勢の急激な悪化に鑑み、雇用の受け皿となる緊急雇用創出事業について、全国一律のシステムとして時機を逸すことなく速やかに創設する必要があります。

3 感染拡大の長期化により、幅広い業種の中小企業・小規模企業において今後の資金繰りに支障が生じ、さらなる融資が必要となる恐れがあることに加えて、今後の返済に向けては、3年間の無利子期間をとおして事業者の生産性や売上向上につなげる経営支援など、事業者に寄り添った伴走型の支援体制を継続的にしっかりと講じる必要があります。

4 生産年齢人口の減少や、若者の県外流出といった課題がある中、感染症の拡大に伴い、人々の考え方や働き方が大きく変革し、新たな社会課題が生じていることに加えて、都市から地方に人が移り住む傾向がみられるため、地方における新たなビジネスの創出やDXの推進に向けて、交付金等による財政支援が必要です。

5 国の令和2（2020）年度第1次補正予算では、経済産業省において「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」が設けられたところですが、競争率が高く、想定されている投資の規模が大きいこと、補助対象経費が限られていることから、ハードルが高い状況です。そのため、予算の確保や補助対象経費の拡大により、企業の投資を後押しし、サプライチェーンの転換や増強をさらに促進する必要があります。なお、本県では企業ニーズをふまえて、令和2（2020）年度9月補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、国の補助対象外となっている海外からの移転費や、該当する事業の実施可能性調査費等を補助対象に含めた「三重県サプライチェーン強靭化促進緊急対策補助金」を創設したところです。

6 感染症の拡大に伴う人の移動の自粛により、宿泊業、旅行業、運輸業、飲食業等では減収や倒産等が発生し、地域経済への影響が生じていることから、回復に時間がかかると見込まれる観光産業をはじめとする産業が、持続的に維持・回復できるよう、「G o T o キャンペーン」の予算を確保し、現行の期限で終了することなく継続的に実施する必要があります。

事務担当 雇用経済部雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、創業支援・ICT推進課、企業誘致推進課、観光政策課
関係法令等 雇用保険法

4 地域における雇用の維持、経済の再生に向けた支援

(内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、観光庁)

現状と課題 1 雇用調整助成金の活用状況

新型コロナウイルス関連の
雇用調整助成金の状況
(三重県) R2.10.28現在

申請数	支給決定数
17,077件	16,641件

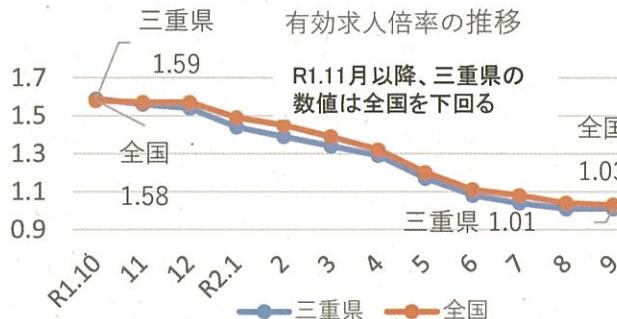
<参考>リーマンショック時の雇用調整助成金活用状況
H21年度計:12,166件、H22年度計:12,159件

県内の中小企業や社会保険労務士からの声

- 制度自体が複雑で分かりづらく利用しにくい
- 申請から2週間経ったが支給されていない
- 特例措置が延長されないと雇用が維持できない

制度の抜本的な
見直しや制度の
恒久化を！

現状と課題 2 有効求人倍率の低下



県内で完全失業者数が
3千人増加 (R2.3→R2.6)
※労働力調査 推計値

更なる雇用情勢の悪化が
懸念
雇用の受け皿の
確保が必要！

現状と課題 3 中小企業等向けの融資制度利用状況

セーフティネット（SN）資金等を
含む全体額 (R2.2~R2.9)

2,919億円 (15,353件)

うち、新型コロナウイルス感染症対応資金
(R2.5~R2.9)

2,177億円 (13,409件)

(三重県信用保証協会による保証承諾金額等
R2.9末現在)

(注) 制度開始から8ヵ月間での比較
保証承諾ベース

リーマンショック時
SN資金 1,700億円
(6,973件)
(H20.10末~H21.6)

今後、資金需要の大きくなる
年末、年度末が控える

資金支援が奏功し、県内の倒産件数（※）は前年比で減少
(※2-9月期比較 2019年: 41件、2020年: 38件 負債額1千万円以上)

⇒ 資金返済が今後の課題

県内商工団体の声 「着実な資金返済に向けて、生産性向上
につながる伴走型経営支援が必要」

融資制度のさらなる拡充、中小企業等の財務改善や
再成長に向けた専門家による伴走型経営支援への
財政支援を！

【要望項目】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、今も続いている失業者の増加、有効求人倍率の低迷等、厳しい雇用情勢を開拓するための政策を強力に展開するとともに、落ち込んだ地域経済の回復とさらなる進化に向け、企業の経営支援はもとより、新しいビジネスの創出や消費の喚起など、地方の取組に対する財政支援も含め、あらゆる政策を総動員し取り組むこと。

- 雇用調整助成金については、度重なる制度の拡充・緩和等が行われているところであるが、事業者にとっては制度自体が複雑で分かりづらいことから、たとえば、休業手当支給前の助成金申請の受付や、概算払いの導入、持続化給付金のような定額支給制とするなど、制度の抜本的な見直しを行ったうえで、制度を恒久化していくこと。また、制度創設までの当面の間、本年12月末まで延長した特例措置については、現下の厳しい雇用情勢をふまえ、さらなる延長を検討すること。
- 本県では有効求人倍率の低下が続いている雇用情勢のさらなる悪化が懸念されることから、雇用の受け皿を確保するため、緊急雇用創出事業を創設すること。
- 厳しい状況が継続している中小企業・小規模企業に対する資金繰り支援を強力に展開するため、政府系金融機関や県制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保融資について、申込期間および融資実行期間の延長、融資限度額(現在4千万円)の引き上げ、利子補給期間の延長など、中小企業・小規模企業の事業継続に支障が生じることのないよう、支援制度のさらなる拡充を行うこと。

あわせて、事業継続・再成長に向けて、3年間の無利子期間中に信用保証協会や商工団体等が行う経営改善支援の取組に対して、継続して財政面からの支援を行うこと。

【雇用経済部】

4 地域における雇用の維持、経済の再生に向けた支援

(内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、観光庁)

現状と課題 4 新たなビジネスの創出に向けた取組

新型コロナウイルス感染症に伴い生じる新たな社会課題解決や、新しい生活様式の実現に向け、実証実験・社会実装に係るサポート等を実施中

革新的なビジネスモデルや技術により対応しようとする世界中の企業等からアイデアを募集

取組例：ドローンを活用した物流実証実験

離島住民からの注文を受け、スーパー・マーケットの商品をドローンにより配達
(三重県志摩市 R2.1実施)

取組拡大に向けて、交付金等による地方の財源確保を！

現状と課題 5 サプライチェーン国内回帰の取組

国内投資促進事業費補助金（経済産業省）は、

- ・競争率が高い
- ・想定されている投資規模が大きい
- ・補助対象経費が限られている

企業の声

三重県サプライチェーン強靭化促進緊急対策補助金を創設

県独自の補助対象（国よりも対象拡大）
①設備投資（研究開発機能を含む）
②海外で使用していた設備の設置移転費
③新規雇用増加分 ④実施可能性調査

予算の確保、
補助対象経費の
拡大を！



現状と課題 6 地域経済の回復に向けた取組

みえ旅プレミアム旅行券（宿泊割引クーポン）の発行

（三重県民限定で、7/15、7/29、8/17の3回（10/31宿泊分まで））

7月から10月の予約状況

（単位：%） 28.3 31.2 31.4

7/15発売

9.1
7月

8月

9月

10月

宿泊利用の平準化を促進
(休前日のみならず、平日の宿泊も増加)

6月から9月の宿泊実績（全体）

単価アップ

月	予約件数	稼働率	取扱額	客単価平均	部屋単価平均
6月	55.2%	54.1%	56.9%	94.7%	89.4%
7月	81.7%	80.5%	85.8%	108.3%	106.5%
8月	77.3%	75.1%	85.6%	117.9%	113.9%
9月	107.5%	102.3%	132.2%	120.9%	129.2%

※数値は、オンライン旅行会社における対前年同月比（2019年と2020年の比較）

県内のGoToイート加盟店登録状況（10/30現在）

目標
2,000店 → すでに
2,999店

業界の期待大！

さらなる需要喚起に
向けて、GoToキ
ャンペーンの実施期
間延長を！

【要望項目】

- 4 地方において、若者や移住者などにとって魅力的な新たなビジネスの創出や、生産性向上とともに「新たな日常」への対応にもつながるDXを推進するため、クリエイティブな視点や新たなテクノロジーを活用して、新しい価値や事業等を生み出そうとチャレンジする取組に対する支援を行うこと。
- 5 申請が殺到している「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、令和3(2021)年度予算を確実に確保すること。あわせて、現状では補助対象となっていない海外からの移転費等についても、補助対象経費とすること。
- 6 観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、Go To キャンペーン事業の予算を確保するとともに、実施期間を延長すること。

【雇用経済部】

5 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農林水産業者への支援の継続・強化

(農林水産省)

【要望項目】制度・予算

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農林水産業者等の経営安定化につながる対策について、十分な予算を確保して継続・強化すること。
 - (1) 農林漁業セーフティネット資金等の無利子化などの金融支援を継続すること。
 - (2) 収入保険制度において、白色申告者であっても次年度は青色申告を行うことを条件に加入を認めるなど、多くの農業者が加入できるよう加入要件の緩和を図ること。
 - (3) 肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）における生産者負担金について、感染症の影響が収束するまで納付猶予を継続すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け減少した農林水産物の需要の喚起や輸出の維持・強化につながる取組について、十分な予算を確保して支援すること。
 - (1) 在庫の滞留や売上げの減少等が生じている農林水産物の販売促進対策を継続すること。
 - (2) 農林水産物の輸出の維持・強化に向けたプロモーションや施設整備等を継続して支援すること。
 - (3) 国産原料回帰の動きが加速する中、地域の食と農に関わる多様な関係者の参画による地域資源を活用した持続的なビジネスの創出を積極的に支援すること。

《現状・課題等》

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農林水産業者等が持続的に経営することができるよう、金融支援や所得安定に資する対策を十分な予算を確保して継続・強化する必要があります。

（1）新型コロナウイルス感染症の影響による出荷の低迷や価格の下落等により、農林水産業者の経営が圧迫されています。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、農林水産業者の資金繰りや経営改善を支援するため、農林漁業セーフティネット資金や近代化資金等の無利子化や保証料の無償化などの金融支援を継続する必要があります。

（2）収入保険への加入には、最低1年分の青色申告の実績の提出が必要なため、白色申告者の場合、加入までに2年間の空白期間が発生することになります。基準収入額の算定に必要な税務申告の収入額は、青色申告でも白色申告でも同額であるため、白色申告者でも次年度は青色申告を行うことを条件として収入保険への加入を認めるなど、加入要件の見直しが求められています。

（3）令和2（2020）年3月以降、販売価格の下落が続いていること、今後もその傾向は続くことが想定されます。畜産経営の安定化に向けて、肥育農家の資金繰り対策の継続が求められていることから、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）における生産者負担金の納付猶予を継続する必要があります。

2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により在庫の滞留や売上げが減少する中、農林水産物の販売促進や輸出の維持・強化につながる地方の取組を継続して支援するとともに、十分な予算を確保する必要があります。

（1）新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、人の流れが停滞し、茶や牛肉、木材、養殖マダイなどの農林水産物について、出荷量の減少や価格の下落等といった大きな影響が出ています。この影響は長期化することが想定されることから、生産・供給体制の維持に向け、需要喚起や消費拡大につながる取組への継続的な支援が必要です。

（2）アフターコロナにおける輸出の回復、さらには拡大に向け、茶や牛肉、真珠・水産物などの農林水産物について、オンラインをフル活用した機動的なプロモーションや、輸出先国のニーズ変化等に対応した施設整備等への支援を一層強化することが求められています。

(3) 食品産業等の実需者側における国産原料回帰の動きが加速する中、実需者側と生産者側を効率的に結びつけるマッチングの場がなく、地域資源が十分に有効活用されていないことから、農林漁業者、食品関連企業等関係者が協働するための地域ネットワークを構築し、地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるよう、マッチングやプロジェクト創出を通じて、商品開発や販路確保を図っていく必要があります。

事務担当：農林水産部フードイノベーション課、担い手支援課、農産物安全・流通課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産振興課
関係法令等：農業近代化資金融通法、漁業近代化資金融通法、農林漁業セーフティネット資金実施要綱、農業保険法、畜産経営の安定に関する法律、真珠の振興に関する法律、総合的な TPP 等関連政策大綱

5 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農林水産業者への支援の継続・強化

(農林水産省)

現状と課題 1 農林水産業者等の経営安定に資する対策の継続・強化

農林水産業者等への金融支援

コロナの収束が見通せず、経営を圧迫



マダイ養殖業者からの聴き取り

農林漁業セーフティネット資金などの
金融支援の継続が必要

課題

収入保険制度の弾力的運用

2021年
青色申告の
実績が必要

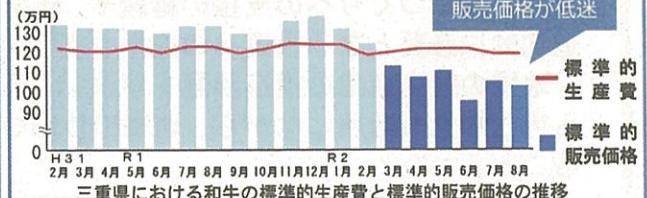
加入
申込



課題
白色申告者の場合、加入までに最低でも2か年
を要することから、多くの農業者が加入できる
よう加入要件の見直しが必要

牛マルキンにおける生産者負担金

販売価格が低迷



課題
今後も販売価格の下落が想定されることから、
生産者負担金の納付猶予の継続が必要

現状と課題 2 農林水産物の需要喚起や輸出の維持・強化につながる取組への支援の継続

農林水産物の販売促進

茶や牛肉、木材、養殖マダイなどの
出荷量減少や価格下落等の長期化が懸念



課題
生産・供給体制の維持に向け、需要喚起や消費
拡大につながる取組への継続的な支援が必要

輸出の維持・強化

新型コロナの感染拡大に伴う移動制限等により、
茶や牛肉、真珠・水産物などの輸出促進の取組が停滞

課題
オンラインを活用した機動的なプロモーション
や輸出先国に対応した取組への支援が必要



ローカルフードビジネスの創出



課題
地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用
される持続的なビジネス創出への支援が必要

【要望項目】

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農林水産業者等の経営安定化につながる対策について、十分な予算を確保して継続・強化すること。
 - 農林漁業セーフティネット資金等の無利子化などの金融支援を継続すること。
 - 収入保険制度において、白色申告者であっても次年度は青色申告を行うことを条件に加入を認めるなど、多くの農業者が加入できるよう加入要件の緩和を図ること。
 - 肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）における生産者負担金について、感染症の影響が収束するまで納付猶予を継続すること。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け減少した農林水産物の需要の喚起や輸出の維持・強化につながる取組について、十分な予算を確保して支援すること。
 - 在庫の滞留や売上げの減少等が生じている農林水産物の販売促進対策を継続すること。
 - 農林水産物の輸出の維持・強化に向けたプロモーションや施設整備等を継続して支援すること。
 - 国産原料回帰の動きが加速する中、地域の食と農に関わる多様な関係者の参画による地域資源を活用した持続的なビジネスの創出を積極的に支援すること。

【農林水産部】

6 地方への観光誘客に向けた取組の推進

(観光庁)

【要望項目】制度・予算

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた観光産業の再生に向けて、これまで国際観光旅客税も活用して取り組んできた地域づくりへの支援の継続や、新型コロナウイルス感染症の対策としての新たな観光スタイルへの対応やDXの推進にあたって追加的に必要となる投資への支援など、観光産業の基盤を支えるための予算を確保すること。
- 2 地域の観光産業の構造課題を解決し、全国的な観光産業の発展につなげるため、本県がREVICと連携して実施するモデル事業から得た知見も活用しながら、地域のDMO等が核となり取り組む、地域一丸となった観光産業の構造課題の解決のための事業を支援すること。
- 3 令和3（2021）年度に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて地域の期待が高まっており、相互交流の本格的な復活に向けた積極的なプロモーションの実施など、地方へのインバウンド誘客を加速するための予算を確保すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた観光産業の再生に向けて、宿泊旅行や体験を促進するための事業に取り組むなど、観光需要の喚起や、旅行需要の平準化に取り組むとともに、「観光地の『まちあるき』の満足度向上支援事業」を活用し、デジタルサイネージなどの観光案内板やAIチャットボットによる観光案内、Wi-Fiの整備、非常用電源の整備など、地域のDMO等と連携し、県内3地域において将来のインバウンド誘客を見据えた受入環境整備に取り組んでいます。また、観光地における安全・安心の確保のための取組への支援やワーケーションの推進など、新型コロナウイルス感染症をふまえた新たな観光スタイルへの対応や観光地におけるDXを推進しているところです。
我が国の持続的な成長や地域経済の活性化、雇用の創出などを実現するためには、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれている観光産業の再生に取り組む必要があります。このため、これまで国際観光旅客税も活用して取り組んできた地域づくりへの支援の継続や新型コロナウイルス感染症の対策としての新たな観光スタイルへの対応やDXの推進にあたって追加的に必要となる投資への支援など、観光産業の基盤を支えるための予算を確保することが必要です。
- 2 本県では、地域の観光産業における人材不足や経営改善などの構造的な課題が顕在化しています。こうした課題の解決に向けて、具体的には、個々の宿泊施設で抱える調理や送迎バスの運行等、旅館経営上の負担となっている課題に対して、地域のDMOやREVIC等と連携しながら、地域全体での一体的・効率的なサービス提供をめざして、セントラルダイニングや地域共同交通を構築するなど、地域全体で課題を解決していくためのモデル事業に取り組んでいます。
こうした観光地における構造課題は、全国的な課題となっており、本県における取組の知見も活用しながら、地域のDMO等が核となり取り組む、地域一丸となった観光産業の構造課題の解決のための事業を支援し、全国的な観光産業の発展につなげることが必要です。
- 3 現在、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるインバウンド誘客においては、令和3（2021）年度に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて地域の期待が高まっており、相互交流の本格的な復活に向けた積極的なプロモーションの実施など、地方へのインバウンド誘客を加速するための予算を確保することが必要です。

事務担当 履用経済部観光局観光政策課

関係法令等 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律、国際観光旅客税法

6 地方への観光誘客に向けた取組の推進

(観光庁)

県の取組

今年度は伊勢志摩3地域で実施

感謝！

◆三重県における「まちあるき環境」の整備

将来のインバウンド受入に向けた準備

昨年 志摩市 今年 伊勢市、鳥羽市（駅周辺、相差）

⇒地域における環境整備が着実に進展！

○「外国人観光案内所の整備・改良」

- AIチャットボットの導入による観光案内強化
- デジタルサイネージ、観光案内板の設置

○「無料公衆無線LAN環境の面的整備」

- ワーケーションでの活用を見据えたWi-Fi整備

案内所のカテゴリーアップ！自主的な受入環境整備も進展！



今後の課題

◆新型コロナウィルス感染症の対策

新たな観光スタイルへの対応促進

ワーケーション

誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成事業等を活用してワーケーションの取組の推進

DXの推進

DXの推進による観光地経営の変革等を実現



◆宿泊施設を核とした新たな観光ビジネス展開

地域一丸となった取組への支援

三重県におけるREVICと連携したモデル事業の知見を活用

- 地域一丸となって、REVICとも連携して取り組む
- ①観光産業の構造課題の解決
 - ②新たな観光ビジネス展開の事業 等を支援

観光地でのチーム戦を支援！

◆これまでの観光振興の取組を加速

インバウンド誘客に向けた取組の強化

- インバウンド受入に向けた環境整備の促進
- 東京オリンピック・パラリンピックを見据えたインバウンド誘客プロモーションの強化

観光振興予算の充実・確保を！

【要望項目】

- 1 新型コロナウィルス感染症の影響により大きな打撃を受けた観光産業の再生に向けて、これまで国際観光旅客税も活用して取り組んできた地域づくりへの支援の継続や、新型コロナウィルス感染症の対策としての新たな観光スタイルへの対応やDXの推進にあたって追加的に必要となる投資への支援など、観光産業の基盤を支えるための予算を確保すること。
- 2 地域の観光産業の構造課題を解決し、全国的な観光産業の発展につなげるため、本県がREVICと連携して実施するモデル事業から得た知見も活用しながら、地域のDMO等が核となり取り組む、地域一丸となった観光産業の構造課題の解決のための事業を支援すること。
- 3 令和3（2021）年度に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて地域の期待が高まっており、相互交流の本格的な復活に向けた積極的なプロモーションの実施など、地方へのインバウンド誘客を加速するための予算を確保すること。

7 偏見・差別の解消に向けた対応の強化

(内閣官房、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省)

【要望項目】**制度・予算**

- 1 新型コロナウイルス感染症患者やその家族、医療従事者等に対する人権への配慮を求めるとともに、誹謗中傷を被った方に対する支援およびその他必要な措置を講じることで、偏見・差別の解消につなげるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」および「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正も視野に入れた議論を行うこと。また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の経験をふまえて、新型インフルエンザ等対策ガイドライン「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」を活用するなど、対応の見直しを行うこと。
- 2 偏見・差別への対策は継続的に取り組んでいく必要があることから、地域の実態に即した地方の取組に対する財政支援を行うこと。
- 3 SNS等インターネット上の不適切な書き込みによる人権侵害に対して、速やかな書き込み削除を可能とする法的措置等、実効性ある対策を早急に実施すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害による被害者の負担軽減と早期の回復を図るため、被害者に寄り添った支援を行っていく枠組みの整備を行うとともに、多様な相談体制を構築すること。
- 5 国民の不安を解消し、新型コロナウイルス感染症患者やその家族、感染対策の最前線で尽力いただいている医療従事者等に対する偏見・差別の解消につなげるため、感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 新型コロナウイルス感染症の発生以降、感染症患者となった方やその家族、医療従事者等が偏見・差別や、虚偽の情報によるデマや誹謗中傷に苦しみ、生活の維持に必要なサービスの利用拒否や解雇等の実害を被る等、大きな問題となっています。また、誹謗中傷に苦しむ姿を目の当たりにした感染者が、情報提供を拒む事例もあり、感染防止に必要な情報の提供が困難になることや、受診控え等も懸念されています。

しかし、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）の前文には「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」とされていますが、差別や偏見が発生した場合に備えた体制整備など、具体的な対策を取るための根拠となる条文はありません。また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特措法」という。）では、国民の自由と権利に制限が加えられる観点からの基本的人権の尊重については規定されていますが、感染患者等に対する偏見・差別の解消を目的とした条文が規定されていません。

そのため、感染症に係る偏見・差別の解消については、感染症法の基本理念等に基づき自治体が教育・啓発や相談体制の充実、条例制定等、独自の取組により対応しているところです。一方で「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）では、「差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。」と明文化され、差別解消に向けた取組の根拠となっています。

このことから、感染症に係る偏見・差別の解消に向けた取組を推進するため、障害者差別解消法等の他法令も参考にしつつ、感染者やその家族、医療従事者等に対する人権への配慮や寄り添った支援がなされるよう、感染症法および特措法の改正も視野に入れた議論を行う必要があります。

また、国からは「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」が示されたところですが、新型コロナウイルス感染症は一類感染症と異なり、感染源に関する情報や、感染拡大に関する情報を特定することが困難であり、その特性にあわせた情報の公表が必要です。平成21（2009）年に策定された、新型インフルエンザ等対策ガイドライン「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」では、国および地方自治体が実施すべき情報収集・提供に係る対応、国民との間での情報共有等について、あらかじめ整理・規定されていたものの、今回の新型コロナウイルス感染症での対応に活用されていません。的確な情報提供は、誤った情報等による誹謗中傷や風評被害につながる情報発生を抑制することになるため、今回の経験をふまえ活用を図るなど対応の見直しが必要です。

2 新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別を含め、さまざまな人権問題に対する人々の正しい理解と認識を深め、問題の解決を図るために、さまざまな啓発活動や、偏見やいじめ・差別をなくすための人権学習指導資料を活用した学習に取り組んでおり、今後も、情報リテラシーの向上をはじめとした人権教育・啓発活動を継続的に実施していく必要があります。

外部から見えにくいインターネット上のいじめや人権侵害を早期発見・対応し、解決につなげるため、本県では期間を定めてネットパトロールを実施してきました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、インターネット上で偏見・差別書き込みが発生していることから、令和2年度は毎日（平日）実施しています。

さらに、LINEグループなどSNSでの閉ざされたやり取りの中で不適切な書き込みを発見した場合に、その書き込みをスクリーンショットで撮り、その画像や被害にかかる情報を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を県独自に開発し、運用しています。

加えて、ネットパトロールや「ネットみえ～る」から得られた事例を題材に、発達段階に応じて児童生徒が話し合って学ぶ教材を作成するとともに、SNSの適正利用について親子で学ぶ家庭用教材を作成のうえ、PTAと連携して活用を促進するなど、児童生徒や保護者への啓発も進めています。

また、インターネット上の不適切な書き込みの削除を依頼する等のネットモニタリング活動を実施するほか、人権相談窓口対応の土日祝日までの拡大やみえ外国人相談サポートセンターの相談員を増員して県内に多く在住する外国人からの相談への対応を強化し、きめ細かく対応しているところです。こうしたことから、これまでの教育啓発活動や相談対応等にかかる財政支援を維持するとともに、地方が地域の実態に即して実施する取組に継続して取り組めるよう、交付金や既存の補助事業の拡充など積極的な財政支援が必要です。

3 インターネット上の人権侵害に関する人権侵犯事件数は、近年増加の一途をたどっており、「部落差別の解消の推進に関する法律」でも問題認識が示されたように、深刻な問題となっています。そのような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともないインターネット上で差別や誹謗中傷などの人権侵害が急増しています。本県では、ネットモニタリング活動を通じた削除依頼等の対応をしていますが、現行法等では有効な手段が取れないことが課題となっています。

SNSなどインターネット上の人権侵害については、瞬時に広範囲にわたって流布される等の特性があることから、速やかに書き込み等を削除することができるよう、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下、「プロバイダ責任制限法」という。）の改正等の対応が必要です。

また、プロバイダ責任制限法による対応が難しいLINEグループをはじめとするコミュニケーションアプリ等のコンテンツにおける誹謗中傷対策も検討する必要があり、インターネット上の不適切な書き込みに対する法的措置も含め、実効性のある対策を総合的かつ早急に講じることが必要です。

4 新型コロナウイルス感染症に関する人権相談については、差別や誹謗中傷などの人権侵害のほか、生活上必要なサービスが受けられない、出社を拒否された、風評被害で店が経営できないなど、さまざまな分野での支援が必要となる内容となっています。これら人権侵害の被害者は感染等を機に、自分の周りの環境が一変してしまい、冷静な判断や行動ができない状況にあり、また、いわれのない批判等を恐れて、正当な権利を主張できない状況に陥っています。これらをふまえ、特に重大な人権侵害の被害の恐れのあるケースについては、通常の人権相談では即応できることから、被害者に寄り添った支援の枠組みを整備することが必要です。また、国の人権擁護機関（地方法務局）において、従前から組織されている人権啓発活動ネットワーク協議会の取組に加えて、地域において地方自治体や民間の相談窓口等と役割分担・連携を行う人権相談活動ネットワークを構成し、多様な相談に対応できる体制を構築する必要があります。

5 新型コロナウイルス感染症については、インターネット等に情報が溢れしており、中には事実に基づかない情報や国民の不安を助長するような情報もあります。感染症に対するデマの拡散や差別・偏見は、人権侵害であるとともに、医療従事者などエッセンシャルワーカーの活動の支障になるほか、新たに感染や感染の可能性が確認された場合の情報提供・公開の躊躇を招き、感染拡大防止の妨げにもなることから、感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うことが必要です。

事務担当 医療保健部薬務感染症対策課、環境生活部人権課、教育委員会事務局生徒指導課

関係法令等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、人権啓発活動地方委託要綱、人権教育研究推進事業委託要項

7 偏見・差別の解消に向けた対応の強化

(内閣官房、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症
に係る偏見・差別

- 患者や医療従事者等が偏見・差別に苦しみ、サービス利用拒否等の実害を被った事例が多数。
- 差別への恐れから患者が情報提供を拒み、感染防止に必要な情報提供困難、受診控え等も懸念。

感染症法および特措法での対応

現状と課題

- 感染症法**
- 前文に「過去の感染症の患者等に対する差別や偏見を教訓として生かすことが必要」との記載
 - 偏見・差別発生時の体制整備など、具体的な対策を取るための根拠となる条文なし
 - 条文に基本的人権の尊重について記載されているものの感染者等に対する偏見・差別の視点の記載なし
- 特措法**

三重県の取組

全国的にも
制定の気運！

三重県感染症対策条例（仮称）

- 新型コロナへの対策を教訓に、今後の感染症の発生およびまん延防止の観点から、全県をあげた万全の対策を計画的かつ総合的に講じるため新たに制定
- 「差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない」など、人権への配慮に関する事項を定める



新型コロナウイルス感染症対策分科会
「偏見・差別とプライバシーに関するWG」
全国知事会代表で委員就任
本県の取組や全国調査結果等を発表！

▶ 感染症法および特措法の改正も視野に入れた議論が必要！

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの活用

現状と課題

情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン

情報提供の内容

- 国内発生情報に係る情報提供項目を記載
- 記者発表における留意事項について記載

情報提供方法

三重県の取組

- 本人、関係機関等の同意を得たうえで、陽性者情報を公表
(例)居住地、症状・経過、行動歴、接触者情報 等
- クラスター事例についても公表
(例)感染拡大状況、検査進捗、県クラスター対策グループの活動状況 等

県民の不安解消、
感染防止に必要な情報を提供！

▶ 今回の新型コロナウイルス感染症対応では未活用！

的確な公表によって、誤った情報等による誹謗中傷、風評被害を抑制！

▶ 一類感染症とは発生状況が異なることから、今回の経験を踏まえ、ガイドラインの活用を図るなど対応の見直しが必要！

【要望項目】

- 新型コロナウイルス感染症患者やその家族、医療従事者等に対する人権への配慮を求めるとともに、誹謗中傷を被った方に対する支援およびその他必要な措置を講じることで、偏見・差別の解消につなげるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」および「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正も視野に入れた議論を行うこと。また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の経験をふまえて、新型インフルエンザ等対策ガイドライン「情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン」を活用するなど、対応の見直しを行うこと。

【医療保健部】 【環境生活部】 【教育委員会】

7 偏見・差別の解消に向けた対応の強化

(内閣官房、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省)

■啓発等で人権意識を醸成し、教育で差別や偏見を許さない心を育み、相談体制の強化やネット上の不適切な書き込み対策で被害者に寄り添った支援を行うなど偏見・差別の解消に向けて総合的な取組を推進！

人権啓発と人権教育

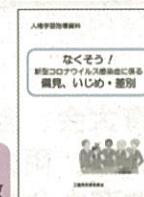
啓発

さまざまな媒体を活用し、不当な差別、いじめ等の防止に向け、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけ

例：テレビ放送、ぶら下がり会見、ショッピングセンター等における店内放送 等

教育

6月の学校再開に間に合うよう、
5月中に作成！(9月には「その2」も作成)



○偏見、いじめ、差別をなくすための人権学習指導資料を作成。

○小学校（低学年・中学年・高学年）、中学校、高等学校別に、
5つのケーススタディを掲載。子どもたちが能動的に取り組める
よう工夫

差別、いじめをなくすための行動へ！

相談体制の強化

三重県人権センター相談窓口

平日のみ→毎日に拡大！

○相談には**関係機関と連携**して対応（令和2年4月～9月で56件）

みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）

外国人住民の割合
全国第4位！

○3者間通話を活用し、**11言語**で生活全般にかかる相談受付

○MieInfo（多言語情報提供HP）でも**7言語**で感染症に関する情報を発信

○相談員の増員、緊急専門相談会の拡充等、相談体制を**強化**



新型コロナウイルス
に関する相談が多数！
相談件数**299件**
(令和2年9月30日現在)

2 偏見・差別への対策は継続的に取り組んでいく必要があることから、地域の実態に即した地方の取組に対する財政支援を行うこと。

3 SNS等インターネット上の不適切な書き込みによる人権侵害に対して、速やかな書き込み削除を可能とする法的措置等、実効性ある対策を早急に実施すること。

4 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害による被害者の負担軽減と早期の回復を図るため、被害者に寄り添った支援を行っていく枠組みの整備を行うとともに、多様な相談体制を構築すること。

5 国民の不安を解消し、新型コロナウイルス感染症患者やその家族、感染対策の最前線で尽力いただいている医療従事者等に対する偏見・差別の解消につなげるため、感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。

インターネット上の不適切な書き込みへの対応

ネットモニタリング

ネット掲示板等の差別的書き込みを定期監視し、
不適切な書き込みに対して管理者への削除要請を行う。



5/15～大幅に強化!
年3回 → 毎日(平日)

ネット上の人権侵害や誹謗中傷から**児童生徒を守る**ため、**毎日(平日)実施**。不適切な書き込みを発見した場合、**学校や市町教育委員会**と情報共有し、連携して対応を行う。

ネットみえ～る

「みんなでつくるかみえの予算」
(県民参加型予算)を活用

LINEグループなどSNSでの閉ざされたやりとりの中で、
不適切な書き込みを発見した場合に、その書き込みをスクリーンショットで撮影し、投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を利用開始。
学校や警察等と連携し、**児童生徒を守る対応や心のケア**等を実施。



これまでに検知した不適切な書き込みの件数

ネットモニタリング (令和2年4月～9月)	267件
ネットパトロール (令和2年5月15日～10月21日まで)	57件
ネットみえ～る (令和2年6月23日～10月21日まで) (うち子どもに関する投稿31件)	94件

計418件
を検知

改善に 向けた 取組

- 検知ワードを増やすなど検知機能を強化！(ネットパトロール)
- 相談窓口へ直接アクセスできるようアプリを改良！(ネットみえ～る)
- 県PTA連合会等と連携してアプリの普及促進！(ネットみえ～る)

偏見・差別の問題は息の長い対策を講じていくべきであり、
そのための財政支援が必要！

8 大規模大会の好機を生かした地域スポーツの推進

(内閣官房、スポーツ庁)

【要望項目】制度・予算

本県では、新型コロナウイルス感染症の影響による東京 2020 大会の延期に伴い、東京 2020 大会と三重とこわか国体・三重とこわか大会が同一年に開催されることとなりました。東京 2020 大会の感動と熱気を国民体育大会および全国障害者スポーツ大会につなげることは、新型コロナウイルス感染症を克服したスポーツの力強さ、すばらしさを国内に発信していく絶好の機会となります。

この機会を生かし、全ての住民が積極的にスポーツに参画し、スポーツを通じた元気な地域づくりを進めていくため、次の措置を講じること。

- 1 新型コロナウイルス感染症発生後、初めて開催される国民体育大会、全国障害者スポーツ大会となる三重とこわか国体・三重とこわか大会において、選手・関係者等の安全・安心を確保するため、両大会に係る財政支援を拡充すること。
また、今後、新型コロナウイルス感染症対策を講じた、国民体育大会および全国障害者スポーツ大会を開催していくため、これまでの慣例にとらわれない、あり方そのものの見直しを日本スポーツ協会や日本障がい者スポーツ協会とともに検討すること。
- 2 聖火リレーの成功に向け、各地方がその役割を十分に果たし、開催準備を円滑に進めていくため、多大な財政負担が生じている全ての都道府県に対し、その負担軽減を図るための財政支援を行うこと。
また、ホストタウンの取組による事前キャンプ等の交流において、国が万全な感染症対策を講じることにより、チーム、住民双方の安全・安心が確保されるよう環境整備を進めるとともに、現行の財政支援制度を大会終了後も一定年数継続すること。
- 3 東京 2020 大会で活躍したアスリートが、同大会で盛り上がったスポーツへの関心を継続させるため、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会など全国各地のスポーツイベントなどに関わり、スポーツの広告塔として活動し、国民にスポーツに対する興味を持つ機会を創出するような施策を講じること。
- 4 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催後も、長期的な視点で開催種目などを地元に根付かせるとともに、スポーツを通じて人々がつながり、スポーツを核とした地域の魅力づくりやまちづくりが行えるよう、財政支援を行うこと。

《現状・課題等》

新型コロナウイルス感染症の影響から大規模なスポーツイベントの多くが、延期または中止となっており、スポーツの感動を享受できない状況が続いている。新型コロナウイルス感染症の国難を乗り越えて迎える東京 2020 大会は、新しいスポーツイベントの方を国内外に発信するとともに、スポーツのすばらしさを改めて認識し、スポーツの関心がこれまで以上に高まる絶好の機会となります。新型コロナウイルス感染症の危機を乗り越えて迎える今だからこそ、同大会の盛り上がりやスポーツへの関心を長く持続させ、スポーツを通じた地域の活性化につなげる必要があります。

- 1 本県では、東京 2020 大会と同年に開催する三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備を進めており、選手・関係者が安全に安心して参加していただけるよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底することが求められています。

これまででも、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催都道府県や市町村では、大会運営、競技役員の養成や施設整備などに大きな財政負担が生じており、本県では経費節減に向けて、前例にとらわれず、真に必要な取組かどうかを十分精査しているところですが、国からの十分な財政支援が必要不可欠です。

国民体育大会の規模が年々大きくなっていることや、三重とこわか大会から導入されるボッチャ競技の運営に多くの人的負担が必要となることなどに鑑み、本県および後援県への財政支援が必要であり、当面は新型コロナウイルス感染症対策に対する技術支援、財政支援も必要です。

その上で、今後、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会を開催していくにあたっては、これまでの慣例にとらわれず、両大会のあり方そのものの見直しが求められており、開催都道府県だけでなく、主催者である国をはじめ、日本スポーツ協会や日本障がい者スポーツ協会とともに検討する必要があります。

- 2 聖火リレーについては、東京 2020 大会に向けた機運醸成および地域の魅力発信という趣旨のもと、各都道府県が開催準備に取り組んでいますが、その開催にあたって、各都道府県では多大な財政負担が生じており、国において財政支援を実施していただいてきたところです。

しかしながら、直前の延期によって、特に実施時期を令和 2 (2020) 年 3 月～4 月に控えていた都道府県では、多額のキャンセル料も発生し、既に相当の財政負担が生じています。

このことから、令和 3 (2021) 年 3 月から開始される聖火リレーについても、引き続き国において全国自治宝くじ収益金配分などによる財政支援が必要です。

事前キャンプについては、国がホストタウン自治体に水際対策を含めた感染症対策について丁寧に説明し、万全の実施体制を講じることにより、チーム、ホストタウン双方の安全・安心が確保されるよう環境整備を進めることができます。

また、大会後に「同大会に出場した選手・チーム」と交流を行うことは、特に子どもたちにとって大きな財産になることから、大会後においても継続して交流が実現できるよう、現行の財政支援制度を大会終了後も一定年数継続することが必要です。

3 東京 2020 大会で活躍した選手自らが、国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会に参加するなどさまざまな形で、スポーツの広告塔としてスポーツの持つインパクトを情報発信し、国民にスポーツに対する興味を持つ機会を創出するような事業を国全体で構築していくことが必要です。

そして、他の選手も含め、地域社会において指導者としてもキャリア形成できるよう、地元企業等が選手、指導者の受け皿となり、地域全体で選手を支えることを通じて、全ての住民が積極的にスポーツに参画できるような社会を実現できるよう、新たな制度の構築や財政支援が必要です。

4 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催都道府県や市町村では、開催に伴い整備されたスポーツ施設やスポーツに対する興味・熱気の高まり、スポーツ実施率の向上など、地域スポーツのレガシーを引き続き継承していくことが重要です。

そのため、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会を一過性のものとすることなく、長期的な視点から、引き続き、「スポーツの振興」と「地域活性化」を図り、大会後のレガシーを残していくことが求められています。

両大会後にレガシーとして定着するためには、有形のレガシーだけでなく、無形のレガシーである開催種目への興味や熱気を継続できるかどうかが重要であり、埼玉県加須市におけるスポーツクライミングの取組が好例と考えられます。

しかしながら、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催には、開催年だけでなく、準備段階から多額の費用負担が生じており、多くの地方自治体では開催後はスポーツ関係予算を確保していくことが困難な状況です。

両大会の開催をゴールとするのではなく、開催種目などを地元に根付かせることにより、スポーツの振興と地域の活性化が図れるよう、開催都道府県や市町村などによる、両大会の競技会運営の経験が生かされるような取組に対して財政支援が必要です。

8 大規模大会の好機を生かした地域スポーツの推進

(内閣官房、スポーツ庁)

【現状と課題】東京2020大会の感動と熱気を国民体育大会・全国障害者スポーツ大会につなげ、新型コロナウイルス感染症の危機を乗り越えたスポーツの力強さ、すばらしさを国内に発信できる絶好の機会を生かし、全ての住民が積極的にスポーツに参画し、スポーツを通じた元気な地域づくりを進める必要があります。

①コロナ対策への財政支援と大会のあり方見直し

- ・開催規模、開催種目拡大に対する財政支援
- ・新型コロナ対策に対する財政支援



[競技会本位]

②聖火リレー・事前キャンプ交流への財政支援



[聖火リレー]

- ・地方の負担軽減
- ・キャンプ後の継続的な交流への財政支援

東京2020オリンピック・パラリンピック



東京2020大会の感動と熱気を
国体・障スポ大会へ

三重とことわか国体
三重とことわか大会
コロナ禍でも安全・安心に開催できる
競技会本位
の国体・障スポ大会

- 選手自らの力を存分に発揮できる安全・快適な環境を準備
- 選手、関係者、観客等が安心して競技会を観戦、応援、参加できる大会運営

③東京2020大会で活躍した選手の活用

- ・スポーツの広告塔として情報発信
- ・スポーツイベントへの参加



[国体開会式への参加]

④国体・障スポ大会後の地域づくりへの支援

- ・開催種目の定着への支援
- ・レガシーへつながる取組への支援



[開催のノウハウの定着]

【要望項目】

- 1 新型コロナウイルス感染症発生後、初めて開催される国民体育大会、全国障害者スポーツ大会となる三重とことわか国体・三重とことわか大会において、選手・関係者等の安全・安心を確保するため、両大会に係る財政支援を拡充すること。
また、今後、新型コロナウイルス感染症対策を講じた、国民体育大会および全国障害者スポーツ大会を開催していくため、これまでの慣例にとらわれない、あり方そのものの見直しを日本スポーツ協会や日本障がい者スポーツ協会とともに検討すること。
- 2 聖火リレーの成功に向け、各地方がその役割を十分に果たし、開催準備を円滑に進めていくため、多大な財政負担が生じている全ての都道府県に対し、その負担軽減を図るための財政支援を行うこと。
また、ホストタウンの取組による事前キャンプ等の交流において、国が万全な感染症対策を講じることにより、チーム、住民双方の安全・安心が確保されるよう環境整備を進めるとともに、現行の財政支援制度を大会終了後も一定年数継続すること。
- 3 東京2020大会で活躍したアスリートが、同大会で盛り上がったスポーツへの関心を継続させるため、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会など全国各地のスポーツイベントなどに関わり、スポーツの広告塔として活動し、国民にスポーツに対する興味を持つ機会を創出するような施策を講じること。
- 4 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催後も、長期的な視点で開催種目などを地元に根付かせるとともに、スポーツを通じて人々がつながり、スポーツを核とした地域の魅力づくりやまちづくりが行えるよう、財政支援を行うこと。

9 防災・減災、国土強靭化のさらなる強力な推進

(1) 大都市部への過度な一極集中を是正し、地方創生を実現するための地方における安全・安心の確保

(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省)

【要望項目】制度・予算

- 1 令和3（2021）年度以降の国土強靭化対策について、事業期間を新たに5か年延長し、中長期的かつ明確な見通しのもとに計画を立て、事業が執行できるようにすること。また、対策内容の充実を図るとともに、大幅な当初予算規模の拡大を図ること。
- 2 緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策事業等については、地方自治体の取組状況をふまえ、適切に検討を行い、令和3（2021）年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にするなどさらなる充実を図ること。
- 3 社会資本の整備・管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の方針整備局を含め、現場に必要な人員の確保や体制の維持・充実を図ること。

《現状・課題等》

- 1 東日本大震災や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年相次ぎ発生している大規模自然災害をふまえ、切迫する巨大地震等や気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害から国民の生命と財産を守るため、現在、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」（以下、「3か年緊急対策」という。）等により、国と地方が一体となってハード、ソフトの両面から、喫緊の防災・減災、国土強靭化対策に集中的に取り組んでいるところです。

本県においてもさまざまな対策を実施しており、既に対策が完了し、効果を発現している箇所もありますが、3か年緊急対策の対象となった箇所以外にも対策が必要な箇所は多数存在しています。そのため、数十年に一度と言われる大規模自然災害が毎年のように発生するなど、気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害に対する抜本的な対策としては、十分とは言えません。

○ いつ、どこで起こるかもしれない国難レベルの災害に負けない国土づくりを切れ目なく推進していくためには、令和3（2021）年度以降の国土強靭化対策について、事業期間を新たに5か年延長し、中長期的かつ明確な見通しのもとに計画を立て、事業が執行できるようにする必要があります。また、地方の実情に応じた対策内容の充実を図るとともに、地方自治体が国土強靭化地域計画に基づく取組を、迅速かつ確実に実施するため、大幅な当初予算規模の拡大を図る必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症は、大都市部への過度な一極集中等に伴うリスクを減少・回避させることの重要性を改めて認識させました。大都市部への過度な一極集中等を是正し、地方創生を成し遂げるためにも、地方における強靭な国土づくりを強力かつ緊急に進めることができます。

- 2 緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策事業等については、令和2（2020）年度で終了する予定となっていますが、地方が国土強靭化に資する対策を円滑に進めるため、地方自治体の取組状況をふまえ、適切に検討を行い、令和3（2021）年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にするなどさらなる充実を図る必要があります。

3 地域の「防災・減災、国土強靭化」の強化のため、令和2（2020）年度は、治水施設の整備・維持管理や災害対応等に従事する地方整備局の人員が平成13（2001）年の中省庁再編以降初めて増員されました。しかしながら、自然災害が激甚化・頻発化し、インフラ老朽化が急速に進む中、地域の防災・減災、インフラ老朽化対策等の「国土強靭化の強化」のため、社会資本の整備・維持管理や災害対応等に従事する人員はまだまだ必要であり、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員の確保や体制の維持・充実が必要です。

事務担当 県土整備部県土整備総務課、道路企画課、道路建設課、道路管理課、河川課、港湾・海岸課、防災砂防課、都市政策課、下水道事業課、建築開発課、住宅政策課
関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法、地方財政法 等

9 防災・減災、国土強靭化のさらなる強力な推進

(1) 大都市部への過度な一極集中を是正し、地方創生を実現するための地方における安全・安心の確保（内閣官房、総務省、財務省、国土交通省）

～「命」「安全・安心」を大切にする三重～

3か年緊急対策後も対策が必要箇所は多数存在

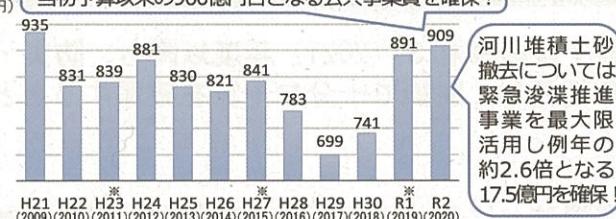
三重県の取組

3か年緊急対策等を活用しさまざまな対策を推進！

令和2(2020)年度は、**公共事業費を増額し、防災・減災・国土強靭化の取組をさらに推進！**

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ景気の下支えに万全を期すため**公共工事の早期着手**を実施！

リーマンショックによる経済対策も行った平成21(2009)年度当初予算以来の900億円台となる公共事業費を確保！



三重県の公共事業費（一般会計）の推移（※：6月補正交付後予算）

<主な対策>

【道路のり面・盛土対策】



国道166号(松阪市)

57箇所／812箇所



県道鳥羽松阪線 捩部瀬溢橋(伊勢市)

110橋／172橋



国道365号

(四日市市)

ポンプ

木津川(伊賀市)

木津川(伊賀市)

9箇所／122箇所



7河川7箇所

/19河川36箇所

【河川堤防の耐震化】



1河川／25河川



3箇所／12箇所

【水門・樋門の耐震化】



18箇所／49箇所

【土砂災害防止施設の整備】



4地区海岸／14地区海岸

3か年緊急対策実施箇所数

重要インフラ緊急点検等による要対策箇所数

3か年緊急対策後も対策が必要箇所は多数存在！
中長期的かつ明確な見通しのもとに計画を立て、事業執行することが必要！

要望

- 令和3（2021）年度以降の国土強靭化対策について、事業期間を新たに5か年延長し、中長期的かつ明確な見通しのもとに計画を立て、事業が執行できるようにすること。また、対策内容の充実を図るとともに、大幅な当初予算規模の拡大を図ること。
- 緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策事業等については、地方自治体の取組状況をふまえ、適切に検討を行い、令和3（2021）年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にするなどさらなる充実を図ること。
- 社会資本の整備・管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員の確保や体制の維持・充実を図ること。

地方における国土強靭化のさらなる強力な推進に向けて

・対策内容の充実、必要・十分な予算の確保

新型コロナウイルス感染症は、大都市部への過度な一極集中等に伴うリスクを減少・回避することの重要性を改めて認識させた。**大都市部への過度な一極集中を是正し、豊かで暮らしやすい地域の形成と多核連携型の国づくりを目指すため、地方における国土強靭化を強力かつ緊急に進め、地方の安全・安心を確保することが必要！**

地方の実情に応じた対策内容の充実が必要！

【道路のミシングリンク等の整備】 【ダム等の基幹的防災イマノ整備】 【インフラの老朽化対策】



熊野尾鷲道路(Ⅱ期)(尾鷲市)



川上ダム(伊賀市)



県道穴倉南神山津線 無名橋(津市)

中長期的な視点に立って具体的目標を掲げ、国土強靭化対策を計画的に取り組み、実効あるものとするためには、**国土強靭化地域計画に事業を明記し、計画に基づく取組を実施することが必要！**

・三重県国土強靭化地域計画を令和2（2020）年10月に改訂・市町の計画策定・改定を支援
計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施するための予算確保が必要！

・地方債の延長・充実

令和2（2020）年度で終了予定の地方債

地方債名	充当率	元利償還金に対する地方交付税措置率
緊急防災・減災事業債	100%	70%
緊急自然災害防止対策事業債	100%	70%
防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	100%	50%

終了予定の事業の延長や起債制度の更なる充実が必要！



熊野市
紀伊半島大水害における国による支援状況

・人員の確保、体制の維持・充実

令和2（2020）年度は、地方整備局の人員は増加したものの、自然災害が激甚化・頻発化し、**インフラ老朽化が急速に進む中、地域の「防災・減災・国土強靭化」の強化を図るために必要な人員はまだ必要！**

現場に必要な人員の確保・体制の維持・充実が必要！

9 防災・減災、国土強靭化のさらなる強力な推進

(2) 農山漁村地域における防災・減災、国土強靭化対策の推進と継続強化

(農林水産省)

【要望項目】制度・予算

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の対策期間終了後の令和3（2021）年度以降も、防災・減災対策に必要な取組を計画的かつ強力に進められるよう、次期対策として新たに5か年延長し、別枠で十分な予算を確保するとともに、地方財政措置の継続・充実を図ること。

1 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、豪雨・耐震化対策等を集中的かつ計画的に進めていくための予算を十分に確保すること。

排水機場および頭首工の多くは老朽化に伴う機能低下が危惧されており、早急なハード対策が必要であることから次期対策の対象とすること。

ため池等の耐震調査や実施計画策定、保全管理活動などのソフト対策について、令和2（2020）年度までとなっている国の定額補助制度を継続すること。

2 近年、台風の大型化や局地的な豪雨等により山地災害の危険性が増す中で、災害に強い森林づくりを推進するため、治山事業に係る予算を十分に確保すること。

令和2（2020）年度までに策定を進めている治山施設の「個別施設計画」に基づき、長寿命化対策等を計画的に実施できるよう次期対策の対象とすること。

災害時に県道や市町道等の代替路として集落間を結ぶ機能が期待される林道の開設についても次期対策の対象とすること。

3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における漁港・海岸保全施設の整備を計画的かつ着実に進めるため、十分な予算を確保すること。

漁港・海岸保全施設の長寿命化対策を加速させるため、長寿命化計画の見直しに係る調査費を補助事業の対象とすること。

《現状・課題等》

頻発・激甚化する豪雨災害や、南海トラフを震源とする地震等の大規模災害に備えるため、ソフト、ハードの両面から防災・減災対策を強化していく必要があることから、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の集中取組期間終了後の令和3（2021）年度以降も、必要な取組を集中的・計画的に進められるよう、次期対策として新たに5か年延長し、防災・減災対策に係る十分な予算を別枠で確保するとともに、地方財政措置（防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債 起債充当率100% 交付税算入率50%、緊急自然災害防止対策事業債 起債充当率100% 交付税算入率70%）の継続・充実を図ることが必要です。

1 農業用ため池の適正な管理および保全が行われる体制を早急に整備するための「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、ため池の管理体制の強化を進める中で、選定基準の見直しにより、防災重点ため池が544か所から1,640か所の3倍に増加しています。そのような中、本年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、農業用ため池の豪雨・耐震化対策等を集中的かつ計画的に進めていくことが求められています。

また、県内で湛水防除事業等により造成した排水機場139か所のうち、77%となる107か所が、令和元（2019）年度末に標準耐用年数を超過し更新時期を迎えているとともに、河川からの農業用水取水を目的に築造された頭首工の多くも老朽化が進み、ゲートの倒伏不能等による洪水時の治水障害（堤防決壊等）の発生が懸念されています。

農業用ため池、排水機場や頭首工の計画的かつ早急なハード対策を実施するためには、十分な予算を確保するとともに、次期対策においても、事業の経費に充てる地方債の継続・充実が必要です。

さらに、選定基準の見直しによる防災重点ため池の大幅な増加や、標準耐用年数を超過するなど老朽化した排水機場や頭首工が数多く存在することから、今後も早急なハード対策に向けたため池等の耐震調査や実施計画策定、保全管理活動などのソフト対策を実施する必要があります。このため、令和2（2020）年度までとなっている国の定額補助制度の継続が必要です。

2 近年、局地的で猛烈な豪雨や地震などに起因する山地災害の頻発、老朽化等による治山施設の機能低下が懸念されています。このような中、災害に強い森林づくりを推進するため、計画的に治山事業を実施するための予算を十分に確保することが必要です。また、老朽化等による治山施設の機能低下が懸念されている中、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の行動計画として位置付けられている地方自治体の「公共施設等総合管理計画」に基づき策定する治山施設の「個別施設計画」については、令和 2 （2020）年度までに策定するよう進めています。

今後、従来の治山事業に加え、個別施設計画に基づき治山施設の長寿命化対策等を着実に実施していくためには、次期対策の対象とする必要があります。

さらに、激甚化する豪雨災害等により県道や市町道など地域の生活道が被災し、一時的な孤立集落の発生が懸念されることから、被災時の代替路となる林道を早期に整備していくため、林道の開設事業についても次期対策に含める必要があります。

3 南海トラフ地震発生の緊迫度が増す中、防波堤などの漁港施設や堤防などの海岸保全施設について耐震化・耐津波対策等の整備を早急かつ計画的に進めるよう地域住民から強く求められています。これらの整備には多大な費用と期間を要することから、十分な予算を継続的に確保することが必要です。

また、多くの漁港施設や海岸保全施設は築後 50 年程度が経過し、老朽化の進行に伴い修繕・更新すべき時期を迎えた施設が増加しています。これまで、施設の維持管理・更新に係るライフサイクルコストの縮減を図るため、老朽化の程度に応じた最適な時期に必要な工事を進めてきましたが、半数の施設については、長寿命化計画の策定から 5 年以上が経過し、計画の見直しが必要となっています。

漁港施設や海岸保全施設の長寿命化対策を加速させるためには、長寿命化計画の見直しに係る調査費を補助事業の対象とするなど、地方財政への影響を緩和する措置が必要です。

事務担当 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課

関係法令等 農業用ため池の管理及び保全に関する法律、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法、土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する法律

9 防災・減災、国土強靭化のさらなる強力な推進

(2) 農山漁村地域における防災・減災、国土強靭化対策の推進と継続強化

(農林水産省)

現状と課題 1 農業用ため池、排水機場等の防災対策の強化

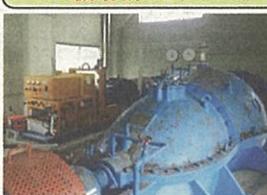
ため池や排水機場等のハード対策

防災重点ため池数
544か所→1,640か所



ため池の法面崩壊

耐用年数超過の排水機場
107機場(県内の77%)



老朽化した排水機

ため池工事特措法(R2.10施行)
に基づく計画的な整備

老朽化した排水機場等
の早急な整備

予算の確保、地方財政措置の継続・充実が必要

別枠での
安定した予算

地方債名	充当率	交付税 算入率
防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	100%	50%
緊急自然災害防止対策事業債	100%	70%

ため池や排水機場等のソフト対策

防災重点ため池の増加
ため池の管理組織の脆弱化
老朽化した排水機場・頭首工の更新

ため池や排水機場等のソフト対策

耐震調査実施状況
【防災重点ため池】
計1,640か所

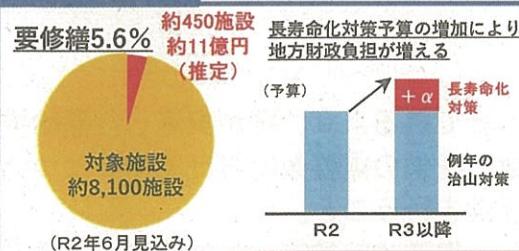


ため池保全サポートセンターみえを設立
(R2年7月)し、ため池の保全管理を支援



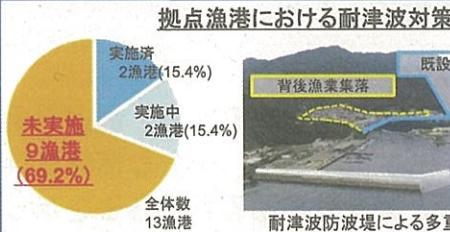
ため池管理者への
現場技術指導

現状と課題 2 治山施設の整備、長寿命化対策の強化



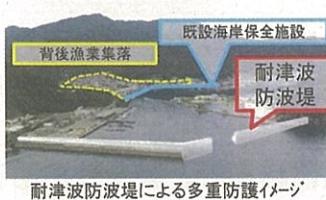
予算の確保、長寿命化対策への地方財政措置が必要

現状と課題3 漁港・海岸保全施設の耐震・耐津波、長寿命化対策の推進



拠点漁港における耐津波対策

漁港・海岸保全施設の長寿命化対策



耐津波防波堤による多重防護イメージ



劣化した護岸



予算の確保、長寿命化計画の見直しに係る財政措置が必要

【要望項目】

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の対策期間終了後の令和3（2021）年度以降も、防災・減災対策に必要な取組を計画的かつ強力に進められるよう、次期対策として新たに5か年延長し、別枠で十分な予算を確保するとともに、地方財政措置の継続・充実を図ること。

1 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、豪雨・耐震化対策等を集中的かつ計画的に進めていくための予算を十分に確保すること。

排水機場および頭首工の多くは老朽化に伴う機能低下が危惧されており、早急なハード対策が必要であることから次期対策の対象とすること。

ため池等の耐震調査や実施計画策定、保全管理活動などのソフト対策について、令和2（2020）年度までとなっている国の定額補助制度を継続すること。

2 近年、台風の大型化や局地的な豪雨等により山地災害の危険性が増す中で、災害に強い森林づくりを推進するため、治山事業に係る予算を十分に確保すること。

令和2（2020）年度までに策定を進めている治山施設の「個別施設計画」に基づき、長寿命化対策等を計画的に実施できるよう次期対策の対象とすること。

災害時に県道や市町道等の代替路として集落間を結ぶ機能が期待される林道の開設についても次期対策の対象とすること。

3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における漁港・海岸保全施設の整備を計画的かつ着実に進めるため、十分な予算を確保すること。

漁港・海岸保全施設の長寿命化対策を加速させるため、長寿命化計画の見直しに係る調査費を補助事業の対象とすること。

【農林水産部】

10 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

(厚生労働省)

【要望項目】 **制度・予算**

1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 医師の働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染症への対応に係る地域医療への影響をふまえ、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、現行どおり医学部臨時定員増の措置を継続すること。
- (2) 地域医療確保のため都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、奨学金については、地域に必要な医師が確保されるまで地域枠以外の医学生も基金の対象とするなど、長期的な観点から十分な財政支援を行うこと。
- (3) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。

2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

- (1) 看護職員の地域偏在の解消に向けた取組を進めるため、都道府県が地域医療構想区域別に需給推計できるよう、国が実施した需給推計の算定方法および算定に用いたデータについて、十分な情報提供を行うこと。さらに、助産師数の将来の需要数における推計についても国が実施した看護職員需給推計と整合性のある算定方法を示し、都道府県に対し十分な情報提供を行うこと。
- (2) 看護職員の確保・定着を図るために、看護職員が切れ目のないキャリアを積み重ねられるように復職や就業等のさまざまな支援を行う必要があることから、ナースセンターのサテライト事業に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援を行うこと。
- (3) 地域包括ケアシステムを担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業および特定行為研修の受講促進の取組に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援を行うこと。

《現状・課題等》

- 現在、国において令和6（2024）年度の施行に向けた医師の働き方改革に係る制度設計の検討が進められていますが、働き方改革の推進に加え、新型コロナウイルス感染症への対応により、地域において必要となる医師数のさらなる増加が見込まれます。医学部定員については、平成20（2008）年度以降、へき地等に一定期間勤務することを義務付けている地域枠設置を要件とした臨時定員の増員が行われましたが、地域における医師不足や偏在解消には未だ至っていないことから、引き続き、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、臨時定員を含む医学部定員を確保していく必要があります。

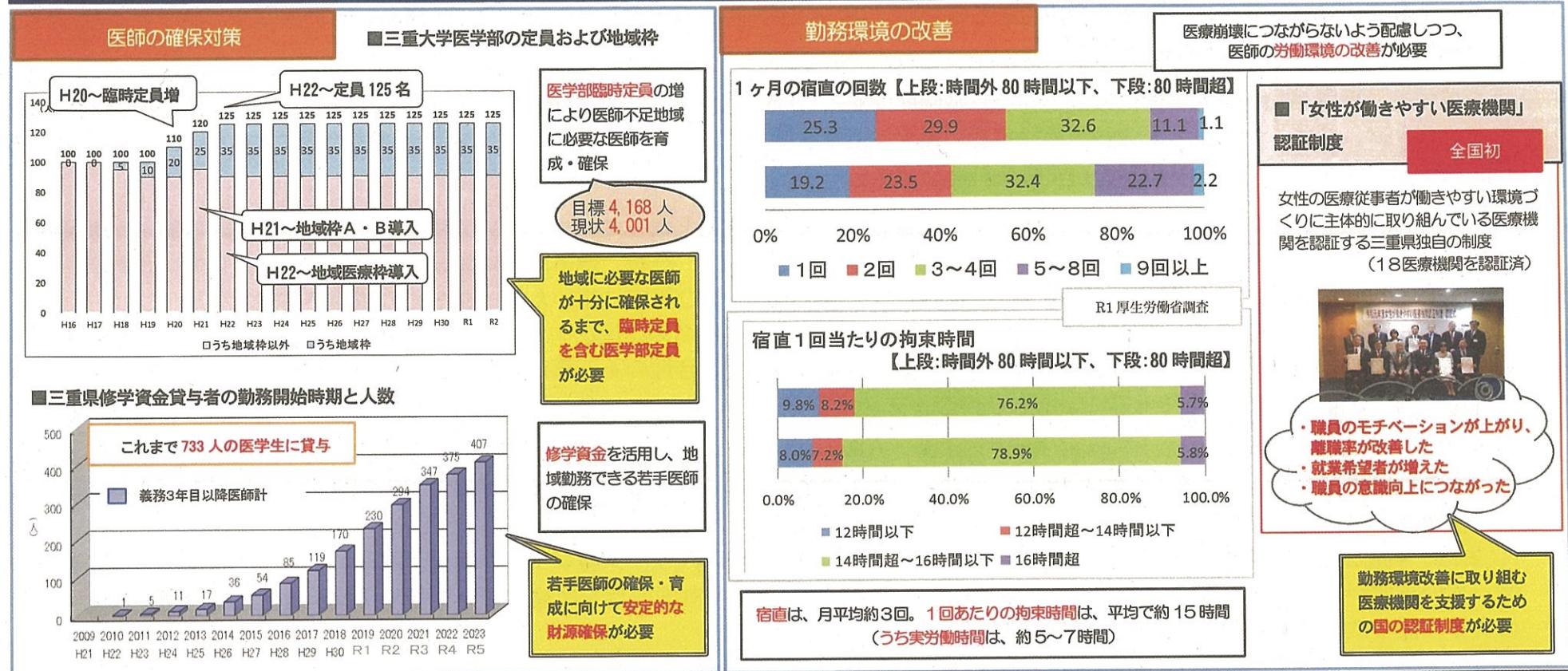
- 医師を確保・育成していくため、本県では、県内に勤務する意思のある医学生に対して修学資金を貸与しており、県内の医師数は徐々に増加していますが、地域偏在の課題解消には未だ至っていないことから、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援が必要です。また、令和2（2020）年度より基金を活用できる対象が地域枠の医学生に限定されたことから、地域枠以外の医学生の修学資金についても基金の対象にしていく必要があります。
- 本県では、平成27（2015）年度に県の公的な認証制度である「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、現在、18医療機関を認証していますが、今後、女性医師を含む医療従事者の働き方改革を効果的に進めていくためには、勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関に対する評価を国全体で取り組んでいく必要があります。
- 本県では、県全体での看護職員の不足とあわせて地域偏在が大きな課題となっていますが、令和元（2019）年に国が実施した看護職員の需給推計の中間とりまとめでは、領域別の需給推計のみとなっています。今後、都道府県において地域偏在の解消に向けた取組を進めるにあたって、地域医療構想区域別に需給推計できるよう、算定方法および算定に用いたデータなどの情報が必要です。
さらに、本県では助産師数が全国最下位レベル（全国44位）にあり、助産師確保に向けた取組を進める必要があるため、助産師数の将来の需要数における推計についても国が実施した看護職員の需給推計と整合性のある算定方法などの情報が必要です。
- 本県では、不足する看護職員の確保のため、これまで三重県ナースセンターによる再就業の斡旋等を実施していますが、平成27（2015）年10月より「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の規定に基づき、免許保持者の届出が努力義務になったことから、より身近な地域で復職支援等が受けられるよう、平成27（2015）年12月に三重県ナースセンター四日市サテライトを開所し、人口の多い北勢地域における復職者の確保につながっています。
また、平成29（2017）年度には相談人員配置を強化して、復職支援事業（ナースカフェ）を開催するなどナースセンターの機能強化を図っていますが、今後も、医療機関等への広報活動をはじめ、きめ細かな就業斡旋を実施していくためには、地域医療介護総合確保基金による支援をはじめとした財政支援が必要です。
- 本県が実施した「キャリアアップ形成に関する調査」において、約6割の看護職員が「キャリアデザインがない」と回答している実態があることから、卒後教育においては、多様なキャリアデザインをサポートする体系的な教育体制の拡充が必要となっています。また、在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、在宅医療介護連携のキーパーソンとなる看護職員が多職種と連携しながら患者のケアを中心的に担うことが求められています。
さらに、在宅医療等に資するため、褥瘡のケア、気管カニューレの交換、脱水時の輸液等の医療ケアを医師の判断を待たずにタイムリーに提供することができる看護師（特定行為研修修了者）についても、確保・育成を図る必要があります。

事務担当 医療保健部医療介護人材課

関係法令等 医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、看護師等の人材確保の促進に関する法律、保健師助産師看護師法

10 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進 ①

(厚生労働省)



【要望項目】

1 医師の確保に向けた取組の推進

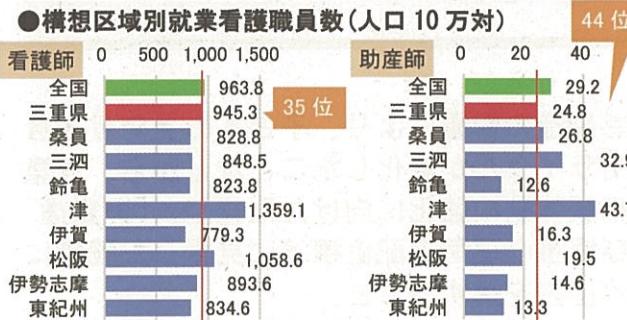
- (1) 医師の働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染症への対応に係る地域医療への影響をふまえ、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、現行どおり医学部臨時定員増の措置を継続すること。
- (2) 地域医療確保のため都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、奨学生についても、地域に必要な医師が確保されるまで地域枠以外の医学生も基金の対象とするなど、長期的な観点から十分な財政支援を行うこと。
- (3) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。

【医療保健部】

10 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進②

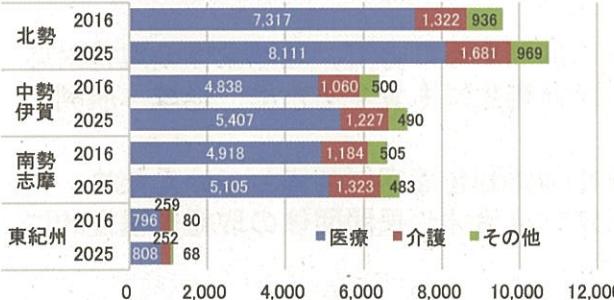
(厚生労働省)

三重県の看護職員不足と地域偏在の現状



出典：厚生労働省「平成30年衛生行政報告例」

●三重県看護職員需給推計(医療圏別) (単位：人)



国から提供されたデータは医療圏別の結果のみ算出可
⇒構想区域別の分析が出来ず、きめ細かな対策に繋がらない

地域偏在の解消および助産師確保に向けた取組を進め
るために、構想区域別の需給推計・助産師の需給推
計の算出が必要

三重県の看護職員確保への取組

●三重県ナースセンター事業

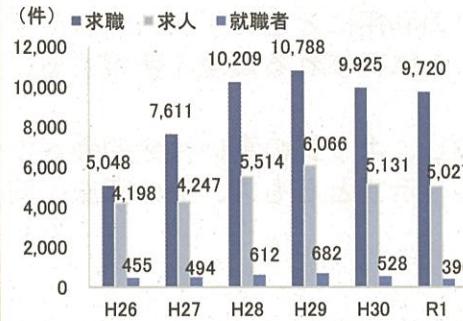
- 無料職業紹介
- 求職相談
- 施設訪問による情報収集・提供
- 求職・求人登録の促進

平成27年に四日市
サテライトを開設



より身近な地域で
の支援体制を強化

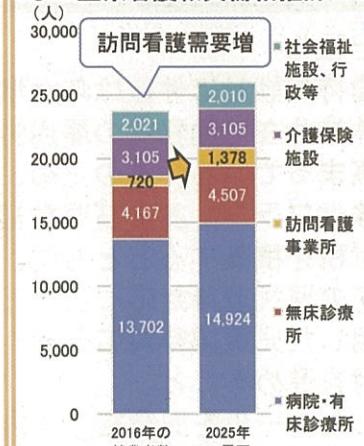
●求職相談・求人相談・就職者数の推移



医療機関等施設訪問による調整など、
さらなるマッチング機能を高めるこ
とが必要

地域包括ケアシステムの推進のための看護師の育成

●三重県看護職員需給推計



●特定行為に係る看護師の研修制度

2025年までに全国で10万人養成が目標

【課題】

代替職員の確保 研修費用の負担

研修の概要

期間：約1年 費用：約100万円

特定行為研修了者

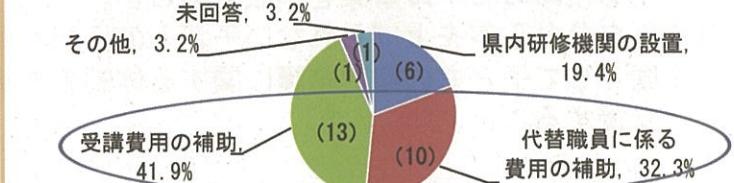
全国 2,646名
三重県 10名

特定行為研修指定研修機関

全国 46都道府県 222機関
三重県 1機関

出典：厚生労働省調査（令和2年8月）、
(県別)日本看護協会調査（令和2年3月）

●特定行為研修を受講させるにあたり県に求める支援



出典：三重県「特定行為に係る看護師の研修制度」にかかるアンケート（平成31年）

訪問看護を含む多様なキャリアデザインの支援が必要
在宅医療等を担う質の高い看護師を育成するため、特定行
為研修の受講促進を図ることが必要

【要望項目】

2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

- (1) 看護職員の地域偏在の解消に向けた取組を進めるため、都道府県が地域医療構想区域別に需給推計できるよう、国が実施した需給推計の算定方法および算定に用いたデータについて、十分な情報提供を行うこと。さらに、助産師数の将来の需要数における推計についても国が実施した看護職員需給推計と整合性のある算定方法を示し、都道府県に対し十分な情報提供を行うこと。
- (2) 看護職員の確保・定着を図るために、看護職員が切れ目のないキャリアを積み重ねられるように復職や就業等のさまざまな支援を行う必要があることから、ナースセンターのサテライト事業に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援を行うこと。
- (3) 地域包括ケアシステムを担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業および特定行為研修の受講促進の取組に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援を行うこと。

11 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(厚生労働省)

【要望項目】制度・予算

1 児童相談体制の充実と強化

- (1) 児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加している中、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少したことや、休業や在宅勤務等の雇用労働環境の変化に伴い子育て家庭の生活サイクルが変化したことなどから、児童虐待のリスクが一層高まっている。そのため、地域の実情をふまえて取り組む児童相談体制の強化に向けた取組や、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」および児童福祉法施行令で定める児童福祉司および児童心理司の配置標準に見合った配置に対し、適切に地方交付税を積算するとともに、地方交付税の総額を確保するなど財政措置を講ずること。
- (2) 国において実施予定の児童虐待対応における緊急性の判断に資するAIを活用した全国統一のツールの開発に向けては、地方自治体がAIを活用した児童虐待対応支援システム等を独自に開発・導入する取組をモデル事業化するなど、その成果等を活用できる方法で検討を進めること。
- また、AIを活用したツールを児童相談所内での利用にとどめず、市町村や学校等に展開することで、地域全体の虐待対応力の強化につながり、地域において子どもが健やかに育まれる環境を実現することは地方創生にも資するため、地域へ展開するためのモデル事業を創設すること。
- (3) 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国として子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。

2 里親養育包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、児童虐待等のリスクが高まっており、児童の受け入れ先として児童養護施設や里親に期待される役割はますます重要となってきており、里親登録者の増加は急務となっている。そのため、新たに里親養育包括支援（フォースタリング）業務に取り組もうとする施設や団体、NPOが円滑に事業を開始できるよう、事業準備期間に要する経費に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例的な嵩上げ措置など制度推進に向けてインセンティブを与える制度を創設すること。
- また、里親養育包括支援（フォースタリング）事業が永続的、安定的に行えるよう、児童福祉法上に位置付けるとともに、施設においてフォースタリング事業のため配置する職員を措置費の加算の対象とすること。
- (2) 支援に高い専門性が求められる子どもの委託が増加している傾向をふまえ、支援の必要性の判断基準を明確に定めた上で、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の「里親養育包括支援（フォースタリング）事業」に、専門性の高い支援が必要な児童を養育する里親への支援メニューを新たに加えること。

(3) 里親制度の普及・促進に向けては、各児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組を財政面から支援する制度を創設すること。また委託の有無に関わらず、里親の情報を市町村と共有できるようにすること。

3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- (1) 施設の従来の努力が発展的に引き継がれる形で、施設の専門性の向上や高機能化および多機能化・機能転換、小規模化、地域分散化に生かせるような支援策を構築すること。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、感染症対策に要する経費について引き続き支援を行うとともに、雇用環境悪化に伴い施設退所者の早期離職問題がより一層深刻化する恐れがあるため、支援体制についての拡充を図ること。
- (2) 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、地域小規模児童養護施設および委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置のさらなる充実および1ユニットあたりの児童定員の縮減を図るとともに、小規模化した施設において緊急的に措置児童を受け入れなければならない場合における入所定員の柔軟な運用を行うこと。また、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が利用できるようにすること。
- (3) 乳児院および児童養護施設における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うこと。
- (4) 高校生の部活動に要する経費については、基準額の範囲内ではなく、中学生の場合と同様に要する経費の全てを支弁の対象とすること。

4 CDR(Child Death Review)の実施に向けた制度整備

全ての子どもの死亡を検証し、予防可能な子どもの死をなくすため、モデル事業の結果をふまえたCDRに関する調査研究を進め、法整備を含めた制度設計を行うこと。また、都道府県におけるCDR実施体制の推進に向けて財源措置を含めた支援策を構築すること。

《現状・課題等》

1 児童相談体制の充実と強化

- 児童虐待事案が深刻化してきた状況もふまえ、国において「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制および専門性を強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」が策定され、令和4（2022）年度までに児童福祉司等のさらなる増員が必要とされました。また、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参照して都道府県が定めるものとされました。

- そのような中、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校等の休業などによる子どもの見守り機会の減少や、休業・失業といった雇用環境の悪化、在宅勤務など新しいワークスタイルの普及などから、家庭で過ごす時間が長くなり、コロナ禍における不安やストレスも相まって、児童虐待のリスクが一層高まったため、「子どもの見守り強化アクションプラン」が実施され、定期的に見守る体制が強化されました。また、同プランに基づく状況確認を徹底するため、「児童の安全確認等のための体制強化事業」や、子ども食堂などの民間団体が食事の提供等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」などの国庫補助事業が創設され、県内市町において同補助事業を受けて取り組んでいます。
- 本県では、地域の実情もふまえ、これまで国基準を上回る数の児童相談所を持ち出しにより整備してきていますが、設置している児童相談所数に見合った地方交付税の積算が必要です。また、本県の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」および児童福祉法施行令で定める配置標準では、令和4（2022）年度には児童福祉司は86人程度、児童心理司は41人程度（経過措置では24人）の配置が必要となります。このことから新プランや児童福祉法施行令の配置基準に見合った職員の配置に必要な財政措置も必要です。
- 本県においては、平成24（2012）年に幼い2人の尊い命が失われる事案が発生し、同じような事案を発生させてはならないとの強い思いから、児童相談に関わる職員が一丸となって、研究者とも連携してアセスメントツールを開発しました。平成26（2014）年度の運用開始後も毎年、対策に必要なデータの収集に努め、検証、見直しを重ねてきました。令和元（2019）年7月からは、児童相談対応におけるAI活用に向けた実証実験を開始し、令和2（2020）年7月からは全ての児童相談所に導入しました。また、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が公表した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」では、国が主体となって、虐待事案に関するデータを収集し、その結果をAIで解析することにより、緊急性の判断に資するツールの開発を加速することが明記されています。この取組を国が主体となって積極的に推進することはもとより、開発に向けては、本県が独自に導入しているAIを活用した児童虐待対応支援システムによる取組をモデル事業化するなど、その成果等を活用できる方法で検討を進め、連続性のあるシステムとする必要があり、導入しているシステムの運用にかかる財政支援も必要です。
- また、AIを活用したツールを、児童相談所内の利用にとどめず、市町村や学校等に展開することで、地域全体で情報共有が図れ、子どもの安全を確保し、再発を防止するなど虐待相談対応の向上が図られます。さらに、虐待リスクの的確な判断等により業務の効率化が図られるとともに、経験の浅い職員の人材育成を進めることができます。加えて、地域において子どもが健やかに育まれる環境が実現されることにより、地域コミュニティ等の担い手となる子どもや子育て家庭が安心して生活できる魅力ある地域が形成されるなど、地方創生に資する取組もあります。そのため、AIを活用したツールを市町村等に展開するためのモデル事業を創設するなど、国と地方が連携して虐待対応にとどまらない推進体制を整備していくことが必要です。

- 本県では、児童相談所が保護した性的虐待等の重篤な児童虐待の被害児童から聞き取りを実施するにあたっては、児童的心理的負担を最小限度に抑えることを目的に、警察、検察と連携した協同面接を可能な限り実施していますが、制度化されていない任意の取組であることから、試行的な取組から本格実施への移行が難しい状況です。この協同面接を全国的に普及させていくには、国のレベルで司法、警察、福祉の連携のあり方を具体的に示すとともに、地方が行う医療機関や学校、支援機関等による多機関の連携を促進するための環境整備や取組に対する財政的な支援が必要です。また、子どもの意見表明権を保障するためにも、国として子どもの声を聞き取るアドボケイトを養成し、子どもの権利を保障していく必要があります。

2 里親包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- 児童福祉法が改正され、被虐待児童の自立支援に向けて都道府県が行う業務として、「里親の普及・啓発から児童の自立支援までの一貫した里親支援」と「養子縁組里親に関する相談・支援」が位置付けられましたが、それらの業務を民間団体に委託する際には、専門人材を養成する期間中における代替職員に係る人件費の補填、地域事情に応じた取組の導入に向けた検討、関係機関とのネットワークの構築などの経費が必要となり、事業開始の妨げとなっています。また、施設においてもフォスタリング業務に取り組みやすくするなど、フォスタリング機関の安定した事業運営を確保し、里親登録の質の向上と拡大を促進していく必要があります。そのため、本県では令和2（2020）年6月に2か所の社会福祉法人にフォスタリング業務を委託しましたが、措置費において加算対象とするなど、永続的、安定的に行える制度が必要です。
- 「新ビジョン」がめざす里親委託の数値目標を達成するには、里親登録者数を大幅に増やすとともに、対応の難しいケースも含めて里親委託を進めていく必要があります。そのため、里親制度を見直し、子どもの困難度や提供するサービスなどのケアニーズに応じて委託費を加算できる制度とするなど、里親の新規登録の促進を図る必要があります。
- 里親制度の推進にあたっては、都道府県と市町村との連携した取組が不可欠であるため、市町村が県と連携して取り組む里親の普及啓発に対する財政支援の仕組みを構築する必要があります。市町村との連携においては、里親の情報の共有が不可欠ですが、現在は委託されている場合を除き、里親の情報を都道府県から市町村に提供できる仕組みはありません。里親の登録時に里親の情報を市町村に提供し、市町村で里親登録名簿を整備することで、効果的・効率的に里親制度を推進することが可能になります。

3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- 児童養護施設は、家庭的養護推進計画に基づき小規模化、地域分散化を積極的に進めるとともに、今後もその専門性を高め、医療的ケアの必要性や発達の遅れ、保護者対応の難しさなどから、家庭復帰や里親委託に困難をきたすケアニーズの高い子どもへのケアの充実や、地域支援の強化に取り組んでいるところであり、多機能化等を図るための財政的支援を充実する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き感染拡大防止対策を行う必要があるため、個室化改修費等事業継続を行う経費の補助を継続する必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、児童養護施設退所者の就労の厳しさが想定されるため、入所の高校3年生に対し、職場体験などを通じて自立に向けたスキルアップを図る事業をNPOに委託する予定です。今後も就業が難しくなった児童養護施設退所者等に対して、自立に向けた事業を充実する必要があります。
- 要保護児童の8割近くを占める施設入所児童の処遇向上と職員体制の強化を図るため、本県では平成27（2015）年度から、地域小規模児童養護施設および乳児院のユニットケアに対し、ユニットへの児童指導員等の加配への補助を行っています。

平成27（2015）年度から順次、職員配置基準が引き上げられ、令和元（2019）年度からは地域分散化加算により職員加配がされていますが、施設職員の休暇や勤務ローテーション、緊急対応や研修の受講等を考慮すると、職員が一人で対応せざるを得ない時間帯が日常的に生じるなど、ユニットにおける現在の職員配置では十分とは言えない状況です。また、委託一時保護専用ユニットにおける職員配置は、24時間受け入れ態勢の確保や、保護直後の落ち着かない子どもへの手厚い対応が必要なこと、さらには、子どもの観察など一時保護機能としての業務があることから職員を加配する必要があります。さらに、児童の処遇向上のために、小規模ユニットにおける1ユニットあたりの定員を減らす必要があります。

一方で、施設の小規模化により緊急時の措置児童の受け入れ先の確保が困難になることから、緊急時の柔軟な対応の必要があります。また、委託一時保護専用ユニットにおいては短期間の利用が多く、利用に見合う職員配置が難しいことや、施設の有効活用の面からも、他事業での利用も可能とする必要があります。
- 乳児院および児童養護施設には虐待により心に傷を負った子どもが少なくないことから、心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うことも含め、職員体制のさらなる充実が必要です。
- 高等学校のクラブ活動に係る費用は基準額の範囲内で措置費の支弁対象となっていますが、現実には不足分を子どもたちが負担できず、施設の持ち出しとなっています。施設で生活している子どもたちにとっての高等学校のクラブ活動は、体力の向上、自己肯定感の高揚等のために重要なものであり、中学校のクラブ活動費用と同様に要する全ての経費を措置費の支弁対象とする必要があります。

4 CDR（Child Death Review）の実施に向けた制度整備

- 本県では、これまで有志の医療関係者、司法関係者、福祉関係者等が定期的に集まり、予防可能な子どもの死を防止する政策に生かすため、県レベルのCDR実施に向けて検討を行ってきたことを受け、本年度、国の採択を受け、CDR体制整備モデル事業を実施しています。その結果をふまえ、国においては、死亡検証に必要なデータ収集の課題や個人情報の保護、守秘義務から各関係機関の情報共有が難しいことなどについて、運営指針や法整備を含めた制度設計（具体的なデータ登録や検証方法など）を進めるとともに、財源の措置を含めた支援が必要です。

11 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(厚生労働省)

児童相談所の体制強化に向けた課題

- ・本県の児童虐待相談対応件数は10年で**5倍以上**に！
H20年度 395件 → R元年度 2,229件
- ・県内児相**6**か所、職員208名（うち非常勤79名）を配置（R2.4.1時点）
(*) 令和2年度三重県の地方交付税単位費用→児相2か所、職員130名

児童相談所の専門性確保に向けた先進技術の活用

地方自治体による取組への財政的支援の強化

平成26年度からリスクアセスメントツールを活用し、子どもの安全を最優先に支援
→ **一時保護をためらわない意識が職員間で浸透し、一時保護件数が増加**
さらに、蓄積された**約6,000件のデータを分析**した結果、再発のリスクファクターの洗い出しや的確な一時保護によって虐待再通告率が**3分の1低減**することなどが判明



これまでの知見を活用し、令和元年7月から
県内の児童相談所(2か所)でAIを導入した実証実験を実施！

令和2年7月から
県内の全児童相談所にシステムを導入

国におけるAIを活用したツールの開発促進との連携体制の構築

国におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組（R3予算概算要求）

今後、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）による人員基準（2022年度）を満たすため

- ・児童福祉司62名→86名、児童心理司22名→41名の増員（令和2年度比）が必要
- ・経験の浅い職員の人材育成が必要

児童相談所の専門性確保は現場における喫緊の課題！

機能

- ①AIに基づく機能
 - ・AIが過去の知見に基づき、総合リスク、再発確率、過去の類似ケースを即座に導く
- ②ICTに基づく機能
 - ・児童の様子などがリアルタイムに写真で共有でき、チャット機能を利用して現場と情報交換できる



効果

- ①対応の迅速化、業務の効率化
 - ・現場での具体的な指示を受けることが出来、効率的に迅速な対応
- ②判断の質の向上
 - ・AIの分析で再発率や年齢別の傾向等がわかり、施策に活用
- ③リスクシミュレーション機能の活用による人材育成

ケース事例の蓄積や分析を進め、システムの制度を高めるためには、運用にかかる財政支援が必要

地方で独自に開発・導入しているAIを活用した児童虐待対応支援システム等の取組を**モデル事業化**して成果等の活用を

虐待対応力の強化に加え、地方創生を実現するため、AIを活用したツールを児相のみならず市町や学校等へ展開するための**モデル事業の創設**を

【要望項目】

- 1 児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加している中、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少したことや、休業や在宅勤務等の雇用労働環境の変化に伴い子育て家庭の生活サイクルが変化したことなどから、児童虐待のリスクが一層高まっている。そのため、地域の実情をふまえて取り組む児童相談体制の強化に向けた取組や、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」および児童福祉法施行令で定める児童福祉司および児童心理司の配置標準に見合った配置に対し、適切に地方交付税を積算するとともに、地方交付税の総額を確保するなど財政措置を講ずること。
- 2 国において実施予定の児童虐待対応における緊急性の判断に資するAIを活用した全国統一のツールの開発に向けては、地方自治体がAIを活用した児童虐待対応支援システム等を独自に開発・導入する取組をモデル事業化するなど、その成果等を活用できる方法で検討を進めること。また、AIを活用したツールを児童相談所での利用にとどめず、市町村や学校等に展開することで、地域全体の虐待対応力の強化につながり、地域において子どもが健やかに育まれる環境を実現することは地方創生にも資するため、地域へ展開するためのモデル事業を創設すること。
- 3 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国として子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。

【子ども・福祉部】

12 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

(文部科学省、農林水産省)

【要望項目】 **制度・予算**

- 1 農福連携等推進ビジョンの取組を国と地方が連携して効果的に展開するため、国の窓口や推進体制の一元化を図ること。
- 2 農福連携技術支援者を育成し活動を促進するため、
 - (1) オンライン研修など受講者の利便性向上や新しい生活様式に対応した方法で研修を行うとともに、これまで、都道府県などが独自に育成してきた人材が、農林水産省の農福連携技術支援者認定試験を受験するにあたっては研修を免除するなど、制度の弾力的な運用を図ること。また、林業・水産業においても、農業と同様の技術支援者認定制度を創設すること。
 - (2) 農福連携技術支援者の活動に対する助成制度を創設すること。
- 3 「農山漁村振興交付金」について、林業や水産業と福祉をつなぐ人材の育成等を支援対象に加えるとともに、「林福」「水福」連携に必要な施設整備や、農福連携ワンストップ窓口の設置といった都道府県推進体制の強化等に係る予算を十分に確保すること。
- 4 特別支援学校の生徒にとって、農業が職業の選択肢の一つとなるよう、地域と連携した就農や店頭販売体験の実施など、農業の職業教育を充実させるとともに、保護者等への理解促進に向けた取組などへの支援を行うこと。

《現状・課題等》

1 農福連携の認知度の向上や「農」・「福」の広がりの推進など農福連携等推進ビジョンの取組を関係省庁連携の下で推進するためには、地方からの相談や要請に対応する窓口を一本化するとともに、ビジョンに基づいた取組を一元的にマネジメントする体制を構築することが必要です。

2 農福連携技術支援者については、

(1) 令和2（2020）年度から、農業の分野において、全国共通の枠組みによる研修および修了認定制度が始まりましたが、受講希望者の利便性向上や、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン研修などの研修体制を構築する必要があります。また、これまで都道府県などで育成してきた農福連携の現場で実践的な手法を助言する人材についても、これまでの経験などを生かして農福連携技術支援者として活動できるよう、認定試験を受験するにあたり研修を免除するなど、認定に係る制度の弾力的な運用が必要です。さらに、林業や水産業の分野においても、技術支援者認定制度の創設が必要です。

(2) 認定を受けた農福連携技術支援者について、障がい者の雇用や福祉事業所からの施設外就労を受け入れる農業者、農業に参入する福祉事業所などにおける技術指導等には活動費が必要であり、そのための助成制度の創設が求められています。

3 農山漁村振興交付金について、林業や水産業と福祉をつなぐコーディネーターなどの人材の育成・派遣の取組を補助対象に加えるとともに、菌床きのこや林業用苗木の生産施設、カキ養殖施設といった、林福・水福連携の推進に必要な施設整備に係る予算を十分に確保する必要があります。また、農福連携の推進に向けたワンストップ窓口の設置・運営など都道府県の取組について、同交付金による継続した支援が必要です。

4 現在、全国の特別支援学校では、農業科や園芸科などを設置し、農業の職業教育に注力しているところもありますが、多くの特別支援学校では、作業学習の一つとして農作業を行うにとどまっています。農業が職業選択肢の一つとなるよう、地域と連携した農業の就労体験や農産物の店頭販売体験など、特別支援学校における実習内容の充実を図るとともに、保護者等が安心して農業に就業させることができるよう農業への理解促進に向けた取組に支援が必要です。

事務担当 農林水産部担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課
関係法令等 農山漁村振興交付金実施要綱、学習指導要領、農福連携等推進ビジョン

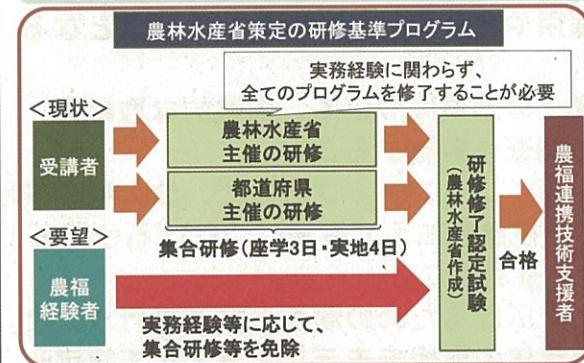
12 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

(文部科学省、農林水産省)

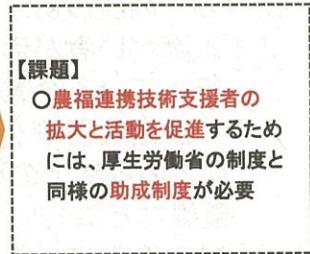
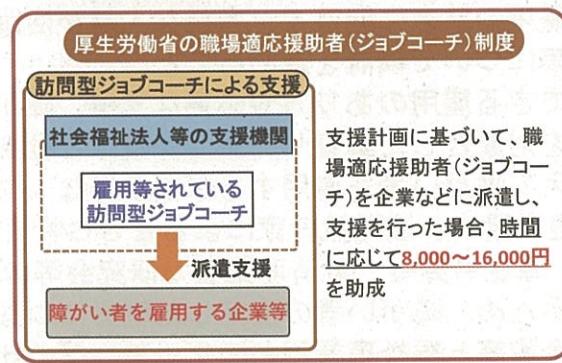
農福連携等推進ビジョンを展開するためには、地方からの相談や要請に対応する国の窓口を一本化するとともに、ビジョンに基づいた取組を一元的にマネジメントする体制を構築することが必要

現状と課題1 農福連携技術支援者の、研修および修了認定制度の弾力的運用と主体的な活動に対する助成制度の創設

(1) 都道府県において、これまで育成してきた人材も、農福連携技術支援者として活動できるよう、研修および修了認定制度の柔軟な運用が必要



(2) 農福連携技術支援者が積極的に活動できるよう、技術支援者の報償に対する助成制度が必要



現状と課題2 農福連携に係る農山漁村振興交付金の予算確保

◆ 林業・水産業分野では、障がい者の安全性などに配慮した施設・機械の導入や地域の取組に対する支援が必要



【課題】
○ 林業や水産業においても、コーディネーターの育成や、参入や障がい者が安全に作業できるための施設整備等について、支援が必要
○ 農福連携のワンストップ窓口設置・運営など地域の取組について、支援が必要

現状と課題3 特別支援学校における農業職業教育の充実と保護者への理解促進

◆ 農作業体験などを取り入れた教育プログラムの実施や、農業就労に対する保護者等の理解促進が必要



【課題】
○ 農業経営体での農作業体験などを取り入れた教育プログラムの実施に対する支援が必要
○ 保護者などを対象とした農業就業への理解促進に向けた取組に対する支援が必要

【要望項目】

- 1 農福連携等推進ビジョンの取組を国と地方が連携して効果的に展開するため、国の窓口や推進体制の一元化を図ること。
- 2 農福連携技術支援者を育成し活動を促進するため、
 - (1) オンライン研修など受講者の利便性向上や新しい生活様式に対応した方法で研修を行うとともに、これまで、都道府県などが独自に育成してきた人材が、農林水産省の農福連携技術支援者認定試験を受験するにあたっては研修を免除するなど、制度の弾力的な運用を図ること。また、林業・水産業においても、農業と同様の技術支援者認定制度を創設すること。
 - (2) 農福連携技術支援者の活動に対する助成制度を創設すること。
- 3 「農山漁村振興交付金」について、林業や水産業と福祉をつなぐ人材の育成等を支援対象に加えるとともに、「林福」「水福」連携に必要な施設整備や、農福連携ワンストップ窓口の設置といった都道府県推進体制の強化等に係る予算を十分に確保すること。
- 4 特別支援学校の生徒にとって、農業が職業の選択肢の一つとなるよう、地域と連携した就農や店頭販売体験の実施など、農業の職業教育を充実させるとともに、保護者等への理解促進に向けた取組などへの支援を行うこと。

13 インクルーシブな就労の拡大につながる制度の拡充

(厚生労働省)

【要望項目】制度・予算

障がい者が、特性や能力、適性、希望、地域の実情などに応じて活躍するための雇用のあり方の検討や必要な支援などについて、以下の施策を講じること。

- 1 障がい者のさらなる雇用の拡大に向けて、多様な人材が活躍できるインクルーシブな雇用や企業等へのインセンティブとなる仕組み、制度のあり方等について検討を進めること。
 - (1) 障がい者が活躍できる雇用のあり方や必要な支援、障がい者の活躍による企業経営上の効果について、先進的な取組を行っている企業等を対象とした調査や、生活保護など社会保障費に及ぼす影響などの調査を実施すること。
 - (2) 法定雇用率を超えて障がい者を雇用するなど多様な人材の活躍が進んだ企業に対するインセンティブとして、法人税の減税などの税制上の優遇措置や、機関投資家による ESG 投資の評価要素に障がい者雇用の視点を加えて投資につなげる仕組みの整備などについて、厚生労働省、経済産業省で研究会等の組織を立ち上げるなど検討を進めること。
- 2 多様な働き方を進めるため、障がい者の安定した就労につながる「良質な施設外就労」を広げるための制度の拡充を行うこと。
 - (1) 地域において、企業等と福祉事業所とのマッチングの仕組みづくりを進める地方自治体の取組をモデル事業として認定し、必要な経費を補助する制度を創設すること。
 - (2) 福祉事業所において、施設外就労の支援を専門に行う人材の育成や配置につながるよう制度を拡充すること。
 - (3) 「インクルーシブ就労率」など、企業の施設外就労を通じた仕事の提供や直接雇用への移行を評価する仕組みの導入とともに、施設外就労を受け入れる企業への調整金を上乗せするなど、現在の在宅就業障害者支援制度の見直しを検討すること。

《現状・課題等》

1. 多様な人材が活躍できるインクルーシブな雇用を進めるための仕組みや制度の検討
 - 企業等においては、障がい者、就職氷河期世代などの就労に困難を抱える多様な人材を受け入れることにより、すべての人々の全くかつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進するほか、地域経済の持続的な成長や企業価値の向上に貢献するだけでなく、SDGs (持続可能な開発目標) の目標を達成し、「誰も取り残さない」社会の実現につながります。
 - 本県の伊賀地域で取り組まれている「施設外就労M. I. E(Mie Inclusive Employment)モデル」(以下、「M. I. E モデル」といいます。)は、施設外就労の制度を活用して、複数の企業と就労支援事業所が連携し、企業の製造部門での工程の一部を請け負うことにより、障がい者の安定した就労と高い工賃を実現し、多くの方が直接雇用につながっています。
 - 令和元(2019)年度は、有識者も参画し、その効果や取り組む上での課題の検証を行いました。この取組では、就労支援事業所の支援員が、企業の仕事の工程を習熟した上で工程分解を行い、障がい者それぞれの適性に合った職務配置を行うとともに、服薬、食事、トイレなどの生活面や精神面をサポートすることにより、企業の中で働くことが可能となっています。

- また、長年にわたり施設外就労を受け入れている企業では、施設外就労の仕組みを参考に障がい者社員が働く部門を立ち上げ、就労支援事業所の助言を受けながら社員をサポートすることにより、平成17（2005）年以降、障がい者社員の離職は出ておらず、個別最適化された働き方と適切な支援により、より重度の障がいのある方が企業内で活躍できることが明らかになりました。さらに「M. I. E モデル」では、工賃の向上により、生活保護を受給する必要が無くなるなど、社会的なコストの削減にもつながっています。
- そこで、障がい者を受け入れ、経営が安定している企業等を対象に、どのような工夫により障がい者が活躍しているか、および利益に結びついた経済的な効果について調査し明らかにすることが必要です。また、社会保障費に対する影響の調査を合わせて行うことにより、個別最適化された障がい者の雇用が、障がい者の豊かな生活と社会の全体最適につながることが明らかとなると考えます。
- これまでの障がい者雇用に対する企業への評価は、優良事業所への表彰や障がい者雇用にかかる納付金を財源とした調整金の配分等に限定されていましたが、今後は、より高い障害者雇用率を達成した企業への税制上の優遇措置や、障害者雇用率を環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の要素からなるESGの指標として位置づけ、IR資料等での公表を推奨することにより投資につなげる仕組みなど、企業の経営上のメリットになるような制度について、関係省庁で横断的に検討を進めが必要です。

2. 障がい者の安定した就労につながる良質な施設外就労を広げるための制度の拡充

- 「M. I. E モデル」では、障がい者の仕事のやりがいや所得の安定だけでなく、企業における人材確保とダイバーシティ効果による生産性の向上、また、支援する福祉事業所における安定的な仕事の確保による福祉的支援と経済的支援の両立などにつながっています。加えて、企業と福祉事業所の緊密な連携により、これまで企業での雇用が困難と考えられていた方が、その特性を生かして企業の中で働きながら仕事や人間関係に対応するスキルを身に付けることで直接雇用へと結びつき、職場定着につながっています。
- このようなモデルが成立するためには、福祉事業所の職員が企業の業務を理解し、適正な業務への配置や配慮により、仕事の質と生産性が確保されるとともに、企業と福祉事業所において十分なコミュニケーションが図られていることなどが求められます。
- 一方、県内就労支援事業所等に対して実施した本県の調査では、県全体で施設外就労に取り組んでいる事業所は約2割にとどまっていますが、施設外就労を拡大するために必要な支援として、「受入可能企業等の情報や企業と就労支援事業所とのマッチング機会の提供」、「基本報酬や施設外就労加算額の引上げ」が重要であるという回答が多くなっています。
- そこで、地域において企業等と福祉事業所をマッチングする仕組みづくりを進める地方自治体をモデル事業に認定したり、企業と密接な連携を図り専門的に施設外就労を進める福祉事業所に対して人材育成や十分な人員配置につながるよう、必要な経費の負担をはじめとする支援制度を拡充したりすることで、「良質な施設外就労」が広がるものと考えます。
- このように、障がい者、企業、支援者の三方ともWIN-WIN-WINとなる施設外就労は、障がい者の働き方の選択肢の一つとなります。施設外就労を通じて障がい者に仕事を提供し、さらには直接雇用を行う企業の取組を「インクルーシブ就労率」として評価する仕組みを導入するとともに、企業の取組の一層の進展を図るため、たとえば施設外就労を受け入れる企業に対する特例調整金が増額となるようになるなど、現在の在宅就業障害者支援制度の見直しについて検討することが必要です。

事務担当 子ども・福祉部障がい福祉課、雇用経済部雇用対策課

関係法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の雇用の促進等に関する法律

13 インクルーシブな就労の拡大につながる制度の拡充

(厚生労働省)

現状・課題

企業

- 県内企業での障がい者の実雇用率は2.26%（令和元（2019）年）と過去最高を更新。一方、法定雇用率達成企業割合は58.3%と前年（58.1%）と比べて0.2ポイント増にとどまり、伸び悩む傾向
- 雇用定着への課題は「適性の把握、障がい特性の理解と対応」

障がい者

- 就労を希望する障がい者の増加
新規求職者:H26(2014) 2,393人→R1(2019) 3,331人（39.2%増）
- 多様な選択肢の中から、地域の実情、障がいの状況や能力、適性に合わせて、自分にあった働き方を選択が必要

「施設外就労M.I.E (Mie Inclusive Employment) モデル」における多様な人材が活躍できるインクルーシブな雇用

取組内容

- 施設外就労のスキームを活用し、就労支援事業所が障がい者と職員によるユニットを編成し、企業内の生産ラインの一部を請負
- 事業所の支援員は、企業の工程を習熟したうえで工程分解を行い、個々の障がい者の適性に合った職務を配置
- 受入企業は、施設外就労の生産ラインを参考に障がい者社員が働く生産ラインを構築し、障がい者社員へのサポートを実施

●企業A 伊賀工場

- 従業員数201人（令和2（2020）年4月時点）
- 直接雇用障がい者11人（うち重度9人）=20人（**雇用率 9.95%**
⇒うち施設外就労からの直接雇用 8人（これまでの累計）
- 施設外就労発注額(A)は直接雇用障がい者給与(B)の年間19人分に相当
[4,200万円 (A) ÷ 218万円/人 (B) = 19.2人]

◆この企業では、直接雇用に移行した障がい者社員の離職者はゼロ！

●福祉事業所B（三重県伊賀市）

- 在宅就業支援団体に登録
- 利用者17人（うち施設外就労13.3人）
- 受入企業 伊賀市内に工場がある5社

◆この福祉事業所の平均工賃（61,249.2円/H30（2018）年）は、県内平均工賃（15,560.9円）の**約3.9倍**もの高水準！

検証結果

〔受入企業〕

- 個別最適化された仕事と適切な支援により、
- より重度な障がい者が企業内で活躍
 - 法定雇用率を大幅に超えた雇用を達成

法定雇用率2.2%
< **9.95%**
(伊賀工場内)

県内企業は
2.26%

〔就労支援事業所・障がい者（利用者）〕

- 安定した就労と工賃の向上により、
- 障がい者の生活の質の向上と
生活保護受給の解消（社会的コストの減）

（要望1）さらなる雇用の拡大に向けた取組

- 先進的事例の調査、社会保障費に及ぼす影響調査の実施
- さらなるインセンティブとなる企業への税制上の優遇措置や投資につなげる新たな仕組みの整備などを検討する組織の設置

13 インクルーシブな就労の拡大につながる制度の拡充

(厚生労働省)

県内就労支援事業所等に対する施設外就労に関する調査結果

調査対象349事業所、回答131件（令和元(2019)年8月障がい福祉課調査）

・施設外就労取組状況

施設外就労に取り組んでいる事業所・・・全体の20.9%（73事業所）

・施設外就労を拡大するために必要な支援（73事業所の回答。複数回答/重要度3位まで）

受入可能企業等の情報の提供・・・72.6%（53事業所）

企業等とのマッチング機会の提供・・・60.3%（44事業所）

受入可能企業等の情報や企業等のマッチング機会に対するニーズが高い！

障がい者、企業、支援者ともWINとなる仕組み(評価)

マッチング等の結果、「良質な施設外就労」につながった企業を評価する仕組みが必要！

例 インクルーシブ就労率

直接雇用に加え、施設外就労なども含む障がい者の多様な働き方を評価する指標



「M.I.Eモデル」企業Aの例

（直接雇用20人+施設外就労19人相当）/201人 = **19.4%**

（要望2）多様な働き方の選択肢のひとつである「良質な施設外就労」の拡大に向けた取組

- 企業等と福祉事業所をマッチングする仕組みの構築や取組を進める地方自治体への支援
- 福祉事業所において、企業と連携し施設外就労の支援を専門に行う人材の育成や配置につながる制度の拡充
- 在宅就業障害者支援制度の見直し ➡
 - ・企業の施設外就労を通じた仕事の提供や直接雇用への移行を評価する仕組みの導入
 - ・施設外就労を受け入れる企業への調整金の上乗せ

【要望項目】

- 障がい者が、特性や能力、適性、希望、地域の実情などに応じて活躍するための雇用のあり方の検討や必要な支援などについて、以下の施策を講じること。
- 1 障がい者のさらなる雇用の拡大に向けて、多様な人材が活躍できるインクルーシブな雇用や企業等へのインセンティブとなる仕組み、制度のあり方等について検討を進めること。
 - (1) 障がい者が活躍できる雇用のあり方や必要な支援、障がい者の活躍による企業経営上の効果について、先進的な取組を行っている企業等を対象とした調査や、生活保護など社会保障費に及ぼす影響などの調査を実施すること。
 - (2) 法定雇用率を超えて障がい者を雇用するなど多様な人材の活躍が進んだ企業に対するインセンティブとして、法人税の減税などの税制上の優遇措置や、機関投資家によるESG投資の評価要素に障がい者雇用の視点を加えて投資につなげる仕組みの整備などについて、厚生労働省、経済産業省で研究会等の組織を立ち上げるなど検討を進めること。
 - 2 多様な働き方を進めるため、障がい者の安定した就労につながる「良質な施設外就労」を広げるための制度の拡充を行うこと。
 - (1) 地域において、企業等と福祉事業所とのマッチングの仕組みづくりを進める地方自治体の取組をモデル事業として認定し、必要な経費を補助する制度を創設すること。
 - (2) 福祉事業所において、施設外就労の支援を専門に行う人材の育成や配置につながるよう制度を拡充すること。
 - (3) 「インクルーシブ就労率」など、企業の施設外就労を通じた仕事の提供や直接雇用への移行を評価する仕組みの導入とともに、施設外就労を受け入れる企業への調整金を上乗せするなど、現在の在宅就業障害者支援制度の見直しを検討すること。

14 第9回太平洋・島サミットの開催成功に向けた国の支援

(内閣官房、総務省、外務省、財務省)

【要望項目】**制度・予算**

本県では、第9回太平洋・島サミットの開催成功に向けて、本年8月に地元関係団体および機関等と連携する「みえ太平洋・島サミット推進会議」を設立するなど、伊勢志摩サミットのレガシーを最大限に生かし「オール三重」で開催準備に万全を期すとともに、今回のサミット開催を、太平洋島しょ国との交流や地域経済活性化、三重のブランド力向上のための一つの契機ととらえ、本県の魅力や先進的な取組を広く国内外に発信していきますので、国においても次の事項に取り組んでいただくようお願いします。

1 太平洋島しょ国首脳の記憶に永く残るサミットの実現

- (1) 本県や志摩市においても太平洋島しょ国が直面するさまざまな課題に対応した取組を進めており、これらの課題解決に寄与しうる可能性があることから、配偶者プログラムや地元プログラムでは太平洋島しょ国のニーズや課題をふまえた本県からの提案を活用すること。
- (2) 総理夫妻主催晩餐会、ワーキングランチおよび太平洋島しょ国首脳贈呈品に、三重県食材・日本酒や三重県産品・伝統工芸品を活用するなど、おもてなしに三重県ならではの特色を効果的に盛り込むこと。
- (3) 今回のサミットを真珠産業の振興につなげるためにも、配偶者プログラムや情報発信の機会に三重県産の真珠を活用し、その魅力発信を行うこと。

2 安全・安心なサミット開催に向けた財政支援と開催気運の醸成

- (1) サミット開催に伴い、地元が主催するプログラムや、警備、消防、保健・医療、環境整備等において、新型コロナウイルス感染症対策も含めて、本県の経費負担が生じる場合、過度の財政負担が生じないよう、特別交付税措置などの財政支援措置を講じること。
- (2) 太平洋・島サミット開催に係る気運醸成と情報発信の強化に向けて、ロゴマーク、ポスター等を早期に整備するとともに、サミットのPR役である広報親善大使について開催地ゆかりの人物を採用すること。また、本県や地元市町が気運醸成事業として開催する太平洋島しょ国との交流事業に際して、各国との調整等を支援すること。

3 地方と太平洋島しょ国との交流拡大に向けた財政支援

太平洋島しょ国の課題解決への貢献や国際交流の推進に取り組んでいる「太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク」の活動について、事務局県の財政負担を軽減するとともに、中長期的な交流事業を進めていくため、国による財政支援を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 漁業資源の持続可能な利用や防災対策など、太平洋島しょ国が直面するさまざまな課題は、我々にとっても解決すべき喫緊の課題です。本県や志摩市においても、これらに対応したさまざまな取組を進めており、太平洋島しょ国の課題解決に寄与しうる可能性があることから、配偶者プログラム、地元プログラムの選定においては、太平洋島しょ国の課題やニーズをもとに、本県や志摩市の取組をふまえた内容とする必要があります。

あわせて、太平洋島しょ国首脳の皆様をおもてなし、本県で開催するサミットを永く心に残るものとしていただくために、松阪牛、伊勢えび、あわび、伊勢志摩サミットで好評を得た日本酒、そして、県指定ばかりでなく経済産業大臣指定も受け、その商品価値が高く評価されている伝統工芸品などの三重県産品をお食事や贈呈品に積極的に活用していただく必要があります。

とりわけ、本県は真珠養殖発祥の地であり、本県の核入れ技術者が太平洋島しょ国（クック諸島、オーストラリアなど）で活躍するなど、その技術は太平洋島しょ国に広がり、地域の産業基盤となっています。サミットのさまざまなプログラム等に真珠を取り上げていただくことは、「オール三重」で取り組んでいる真珠の魅力発信への支援はもとより、関連産業の振興にもつながるため、積極的な真珠の活用が必要です。
- 2 サミット開催を令和3（2021）年に控え、新型コロナウイルス感染症対策も含めて、地元が主催するプログラムや、警備、消防、保健・医療等で本県の経費負担が生じる場合に、県財政への影響を軽減するため、特別交付税措置などサミット開催に向けた国による財政支援措置が必要です。

また、太平洋・島サミットの開催を広く周知し、気運醸成につなげるため、ロゴマークの選定やポスターの作成などを早期に行い、活用を進めさせていただくとともに、サミット開催PRの顔となる広報親善大使に、太平洋島しょ国および三重県にゆかりのある団体や人物を選出していただくことが必要です。

さらに、本県や地元市町が気運醸成事業として開催する駐日大使視察をはじめとする太平洋島しょ国との交流事業に際して、各国参加者の調整等について外交ルート等を通じた支援などが必要です。

3 太平洋島しょ国との絆をより強固なものにし、太平洋島しょ国が抱える課題解決への貢献や幅広い分野での国際交流を推進するため、本県をはじめとした14道県が連携して取り組んでいる「太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク」の活動については、現状は首脳級会議等の開催に要する会場費等を事務局県が負担していることに加え、太平洋島しょ国との具体的な交流事業に充てる財源の安定的な確保が難しいことから、国による財政支援が必要です。

事務担当 総務部財政課、農林水産部水産振興課、雇用経済部国際戦略課、三重県営業本部担当課、中小企業・サービス産業振興課
関係法令等 地方交付税法